

第七十一回 参議院建設委員会會議録第二十一号

昭和四十八年七月十七日(火曜日)

午前十時十四分開会

委員の異動

七月十四日

上田 稔君

七月十六日

小林 国司君

七月十七日

加藤シヅエ君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

春日 正一君

喜屋武眞榮君

建設大臣 金丸 信君

経済企画庁長官 下河辺 淳君

環境庁水質保全局長 岡安 誠君

運輸省港湾局長 岡部 保君

建設大臣官房長 大津留 温君

建設省都市局長 吉田 泰夫君

建設省河川局長 松村 賢吉君

建設省河川局次長 川田 陽吉君

建設省道路局長 菊池 三男君

常任委員会専門員 中島 博君

水資源開発公団 柴田 達夫君

水資源開発公団 富所 強哉君

国土総合開発株式会社社長 小川 栄一君

千葉県開発庁長 角坂 仁忠君

川崎市港湾局長 仁藤 一君

半澤 督三君

大森 久司君

竹内 藤男君

山内 一郎君

沢田 政治君

上田 稔君

熊谷太三郎君

小山邦太郎君

古賀雷四郎君

春日 正一君

喜屋武眞榮君

建設大臣 金丸 信君

経済企画庁長官 下河辺 淳君

環境庁水質保全局長 岡安 誠君

運輸省港湾局長 岡部 保君

建設大臣官房長 大津留 温君

建設省都市局長 吉田 泰夫君

建設省河川局長 松村 賢吉君

建設省河川局次長 川田 陽吉君

建設省道路局長 菊池 三男君

常任委員会専門員 中島 博君

水資源開発公団 柴田 達夫君

水資源開発公団 富所 強哉君

国土総合開発株式会社社長 小川 栄一君

千葉県開発庁長 角坂 仁忠君

川崎市港湾局長 仁藤 一君

半澤 督三君

大森 久司君

竹内 藤男君

山内 一郎君

沢田 政治君

上田 稔君

熊谷太三郎君

小山邦太郎君

古賀雷四郎君

中津井 眞君

中村 稔二君

米田 正文君

加藤シヅエ君

田中 一君

中村 英男君

二宮 文造君

高山 恒雄君

事務局側

参考人

本日

の会議に付した案件

○都市緑地保全法案(内閣提出、衆議院送付)

○公有水面埋立法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(早明浦ダムの放水に関する件)

○委員長(野々山一三君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十二日鈴木強君が委員を辞任され、その補

欠として松本英一君が、また昨十六日、松本英

一君が委員を辞任され、その補欠として加藤シヅ

エ君がそれぞれ委員に選任されました。

○委員長(野々山一三君) 都市緑地保全法案を議

題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

〔委員長退席、理事大森久司君着席〕

○高山恒雄君 現在の大都市における緑は年々減

少してまさに危殆的な状態にあります。東京で

はこのまま放任すればあと五十年で緑は全滅する

のではないかとまでいわれております。今朝ま

たテレビでも、小田原の青葉が、公害が原因で

はないかというので、ほとんど青葉のままで落

ちておる、こういうことがいわれております。

このことは、何といっても日本の公害がまさに

全土に広がっていると言っても過言でないとい

うふうふうに考えます。特にアメリカの資源衛

星のアーツから送られている写真の解説や赤外線

の写真によって裏づけしておりますことが、全く

科学技術庁としてもこの問題について今日までに

発表いたしてあります。この壊滅的な状態にある

都市の緑の実態をどのように政府としては掌握を

し、かつまた、建設省としてはどういふ基本的

な対策で臨もうとしておられるのか。法案を見せ

ていただいております。地方の自治体の条例より

もはるか後退したような案が提出されておるので

はないか、こういうふうな案が提出されておるの

で、この掌握されておる現状に対して大臣の考え

方をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(金丸信君) 御指摘のとおり、都会の

緑というものは壊滅にひたしいような状態になっ

ておることにはだれしも認めるところであらうと思

います。私もここに東京の緑というものを思いま

す。人口、工場等が密集いたしてまいりまして、

また戦後の首都圏に集まる、あるいは首都に集ま

るこの人口あるいは工場、こういうふうなもの

空地というものを余すことなく利用するという

ようなことできようの過密状態を来たしておる、

こういうことになりまして、まさに都会はあるい

は首都は死の都会と化しておるといふ感じがいた

しておるわけでありまして、緑と人間との関係

ということは絶対にできないものであるといふこと

を考えてみますと、緑のない都会といふものは何と

かしくちやならない、これが一つの大きな政治

問題であってしかるべきだと私は思います。そう

いう意味で一木一草たりとも多く緑地を残すとい

うことが、あるいは達成するといふことが、きよ

うやらねばならぬ政治課題であらうと私考してお

るわけでありまして、そういう意味で今後とも最

善の努力をして、緑をつくることに、緑地

をつくることに懸命な努力をしてまいりた

い、こう考えておる次第でございます。

○高山恒雄君 大臣、時間がたつておりますから集

中してお伺いしたいのであります。今度の予算

にしましては五千万円です。三分の一の

補助ですから、それを合計しましても一億五千万

というふうなことになると思つております。こうい

う日本の緑を守ることをできるのかどうかという

ところに疑義をはさまざるを得ないのであります。

したがって、やるからには、これは苗木の問題も

ございませう。特にそういう点は重要な点だと思

います。緑にしろ木にしろ、国民全体がどう

したらいいかということになる、国民全体が緑

というものに深い関心を持ち、それに対応する姿

勢ができてこなければいけない。それには政府が

るといふこの状態の基本的な打破はできないんじゃないか、こう思うんですが、大臣、閣議で取り上げてもらう用意があるかどうか、そこまですべて重要視、考えておられるかどうかですね。

○国務大臣(金丸信君) 御指摘のことにつきまして私もお聞きしております。積極的に、閣議あるいは公審審議会等があるわけでございますから、その場面で発言をいたし、御期待に沿うようにいたしたいと思っております。

○高山恒雄君 特にこの法律は都市における緑の全面的な保全策であるならば、都市における樹木を保存する方策として、昭和三十七年の議員立法によって都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律ができたのですが、この法律による保存樹木の指定の状況等はどうか、この法律にか、指定の状況はもうきまっておりますのかどうか、実効をあげておられるのか、この点をまずお聞きしたい。

○政府委員(吉田泰夫君) 昭和三十七年に、おっしゃいました樹木保存法が制定されて以来の指定状況は、四十六年三月三十一日現在で調査したところによりますと、十一市二町一村、合わせて十四市町村の区域におきまして保存樹木が百五十七件、保存樹林が三十七件、面積にして一六・四ヘクタールということになっております。なお、うち東京都につきましては保存樹木が十九件、保存樹林が九件、一・三ヘクタールとなっております。

○高山恒雄君 このいまの御報告を聞きますと、三十七年から今日まで十年たつておるのですが、これは努力した結果これしかできないというのですか、それともあまりにも少ないじゃありませんか、十一市町村ですか、あまりにも少ないと思ふのですが、できないその理由はどうか、この点をお聞きしたいと思ふのです。

○政府委員(吉田泰夫君) 確かに、おっしゃいますとおり非常に指定の進み方ははかばかしくございません。これにつきましては私もそれなり

の努力をしたつもりでございますが、結果から見ても、おっしゃいましたように、その努力が非常に不足しておつたことをおわびしなければならぬと思ふます。しかしながら最近におきましては、先ほど先生もおっしゃいましたように全国各地自治体におきましても条例の制定あるいは事実上の緑化の推進、その予算措置等によりまして非常に緑に対する市民の要望にこたえるようなきめこまかな施策を続々とられつつあります。

そういつた世論というものをバックにこの機会においてさらに努力すれば、いままでのようなどちらかといえば緑というものが第二義的に考えられていた時代とはかなり違つて指定も促進されるのではないかと思ふます。ただ私考えますのに、保存樹林につきましては、ある程度の規模のものにすれば本法案による緑地保全地区に指定できるわけでありまして、緑地保全地区に指定すれば樹木保存法による届け出とか一般的な管理の責任という程度にとどまらずして、厳重な許可制のもとに現状が保存されるわけでありまして、そういった方向に向かう、つまり緑地保全法による緑地保全地区に指定していくことも一案かと思ふます。

なお、そのような広がりを持たない、樹林をなさないような独立樹につきましては、これは現在の指定から見ても神社とかお寺にある大きなイチウナリクスノキといった古木、名木でありまして、まだ対象とすべきものが多々あると思ふますから、これにつきましては従前の法律をさらに活用いたしまして指定の拡大につとめなければならぬと思つております。

〔理事大森久司君退席、委員長着席〕

○高山恒雄君 私は実効があらぬのは何の理由かということが聞きたいんですが、今後拡張されるというその熱意だけはよくわかりましたけれども、いままでは何の熱意もありません。ことに樹木の所有者に対して保存義務だけを押しつけるわけですね。国の補助や樹木の買い上げ制度が認め

られていないことによるものがございますね。それから、この法律を改正して樹木の買い上げをやるとか、あるいは保存に必要な経費に対する国の補助を行なうとかいうような、こういう点にやっぱり検討を加えるという考え方がなければ、これは大臣に先ほどお聞きしたんですけれども、時間がないうことでしたから先にお聞きしたんですが、やっぱりそういう考え方が政府になければ、これは幾ら言つてもただ指定されただけで、宝の持ちぐされで、さすれば影響がある、こういうことでは指定された人が迷惑するわけですね。やっぱり指定した限りにおいては政府も責任ある態度をとつていかないと、これは拡大し、かつまた、緑を保全するということにやらならないと思ふんです。そういうことをやる意思はほんとうにないのかと、大臣は考えておるとさつきおっしゃいましたけれども、大臣あたりもそうではございません、むしろ皆さん方が法律なりあるいは予算の獲得なりに、そういう考え方のもとに努力をしなければ成功しないと私は思ふんです。まず局長の考え方を聞かせておきたい。

○政府委員(吉田泰夫君) 現在でも市町村におきましては、こういった保存樹木、保存樹林の対策として、薬剤の散布とかいった程度のことではあるところがあるわけではあります、さらにそれを国の補助対象にするかという問題につきましては、よく検討したいと思ふます。特に、独立樹の買い上げということ、主として神社とかお寺などに事例が多いんではあります、買い上げましてもなかなか一本一本の木を公共団体の手でほんとうに維持管理できるか、やはりその本来の管理者が自分の管理している境内地の中で身近に管理されるということのほうがよいような気がいたしますので、やるにしても買い上げというよりなことにしないんじやないかと思ふます、何らかの形で助成して、ただ保存義務だけを押しつけることではなくて、何らかの方法的な指定の拡大ということははかれない、そ

ういふ感じがいたします。なおよく検討したいと思ふます。

○高山恒雄君 私は、樹木の買い上げなんということは不可能だと、あなたがおっしゃる通りに、私もそう思ふます。けれども、お寺に歴史的な樹木がある、あるいは参道に大事な樹木が歴史的にあるんだというならば、その保存を一体だれがするかというところですね。やっぱり管理者のお寺が持つなら持つということになります。したがつて、そういうものには何かの補助を出して、管理者に対する補助として維持させたいというよりは、私に聞かせるか、私は一本あたりの木を政府が買い上げたい、そんなべらぼうな話はとんでもないものじゃないと思ふんです。かりに、しかし政府が今回の緑地保全地区内の土地については買い上げの制度が認められると、こういうことになつておられます。これはけっこうなことだ、これは一歩前進したと、私はこう思つておるんですが、先ほど大臣に言つたように、土地の買い上げの予算何ぼかといつたら、五千万円ですわな。それは三分の一の補助ですから、それに地方自治体なりがして、大体一億五千万円の予算ですよ、これは全国的に何が一体買えるかということになるんですが、これは法律をつくつて、いま初步的な考え方だから、今回の土地の買い上げについては予算が少なかつたという、こういう答弁をされるかもしれません。けれども、私はさつき言つたように、基本的な緑地の法律というのは十年前にできておるんですよ。そういうことで日に増して大気汚染、排気ガス等による現実が、樹木の保存さえむずかしい現状が進んでおる、その認識が足りないから、私は、今度の予算でもこの程度で潤しておられるのだと疑わざるを得ないんですよ、この点は、もっと誠意ある考え方を基本的にお持ちであるならば、私は、少なくとも三億や五億のやっぱり予算を組んで、そして三分の一の補助をして、地方自治体に促進をさせるという、その姿勢がなければ、日本の緑地なんというものは守れやしませんよ。こういうところに非常にわ

かたがた、おっしゃるような本格的な指定の拡大というものははかれない、そ

れわれは疑義をはさむ、いかなる法律をつくつてもこれはだめだと、こういう観点に立たざるを得ないんですよ、この点どうですか。

○政府委員(吉田泰夫君) まあ従来、この種の買上げに対する国庫補助制度としては、歴史的風土保存特別地区と、首都圏、近畿圏の緑地保全特別地区と二つございましたが、この二つ合わせ、非常に地区は限定されておるにもかかわらず、数億の予算を計上しているわけでありまして、で、本法が成立いたしますと、これはそういう非常に限られた場所から解放されたしまして、全国的に指定ができるという制度になりますから、おそらくその対象になる面積も格段にふえるであろうというところでございまして、御指摘のように、ことしの予算のような国費五千万円、買上げ事業費、一応五千万円というふうなもので、とうてい役に立たないことはそのとおりでございます。これは実はこの法律制定後、できるだけすみやかに施行するをいたしましたが、いろいろ周知徹底の期間、準備の期間もありますので、法律上、六カ月以内で施行することになっておりましたことと、施行になってから個々の都市計画ごとに都道府県知事が計画を立てまして、逐次指定していくということでございますから、初年度は期間的にも非常に限られてくると思われまして、したがって、面積的にも非常に限られてくるということと、私どもは、ことしの予算は平年度の少なくとも十分の一である、期間的にも、及び指定そのものの進みぐあいが平年度の十分の一ぐらい、いよいよ走りだしたという程度のことであらう。したがって、明年度以降におきましては、これは少なくともことしの十倍ぐらいの予算は獲得しなければならぬということ、おっしゃるようには、何億かまたまったものを用意したい。なお、それによつて地方の実態を見まして、買上げの要求が非常に多いようであればそれに即応していくし、あまりないようであれば、これ、その予算もつける必要もないわけでありまして、まあ全国的には初めての制度でありますので、その様子を

見守るといふことも将来にわたつては考えるべきである、こう考えます。

○高山恒雄君 その点は私とあなたの討論、問答の考え方の基本にならうかと思つておるが、やっぱり危機に迫つておるこの事態を一刻も早くやらうという考え方は、法律ができ予算が通過すれば、結果的には地方自治体はみんな検討するわけですよ、これは、五千万円では何もできないじゃないかというのと、これが五億にもなれば積極的に各自自治体でやろうと、これは考え方が違つておる。だから、五千万円の予算で一応試験的にどういふ希望を持つておるかというので次の予算を組むというのには消極的ですよ。やっぱり最初どどん積極的に投げてみて、そして翌年、そのわりには地方自治体には響かないという考え方になれば翌年の予算を減らさないと。逆じゃありませんか。われわれはそう考える。それはなぜかという、いかに日本は現在の公害に対して緑地が必要かというこの観点からも、先ほども繰り返して申しますが、人命にも危険を感じるほど大気汚染しておるというこの事態をやつぱり政府みずからが、こういう面に対して重要視する姿勢がまず必要だ、この点は答弁は要りませんが、私はそう考へるのであります。

次にお聞きしたいんですが、都市の緑地の中で街路樹の果たす役割は非常に大きいと思つておる。そこで、全国の都市におけるこの街路樹の現状をまず説明してもらいたい。街路樹設置の基準があると思つておるが、道路の付属物として街路樹の植樹、あるいは道路の新築、改築の事業費に対する国庫の助成の対象になつておるかどうか。それから、一定規模以上の街路には必ず街路樹を植樹しなければならないというような道路構造令の中で、この街路樹設置の基準を明確にすべきではないかと、私はこう思つておる。また、排気ガス等の公害に強い種類の樹木をある程度選択する、育成する必要があると思つておる。なお、そういう樹木の街路樹に対しての必要とする検討をされ

たのかどうかですね。もし、されておるならば説明をお願いしたいと思つておる。

○政府委員(吉田泰夫君) まず、東京区部、大阪等の十都市についての街路樹の設置状況を申し上げたいと思つておる。これは、道路の幅員あるいは歩道の設置のぐあひ、街路樹を植えられる必要幅があるかというふうなことからして街路樹の設置可能延長というものを算出してございまして、これは約三千四百メートルでありまして、そのうち実際に街路樹が設置されている延長が二千七百メートルでありまして、街路樹の総数としては約四十二万本、したがって、一キロ当たり百五十本ほどの木が植わつておることになります。で、この街路樹の設置費に對しましては、道路の改築事業と同時に進行する場合にはこの補助対象にいたしてございまして、これも徐々に補助対象にする道路の種類を範囲を広げてまいりましたが、ことしからは、最後に残つておりました地方道につきましてもそういう措置をするということと、以前から行なつておりました国道と合わせまして、すべての道路が補助対象になるというわけでありまして。

なお、道路構造令では、歩道に街路樹を設置する場合には、植樹帯の幅として一・五メートルを確保するとかいうようなことが書いてありますが、植樹の間隔等については定めはありません。しかしながら、実際に事業を執行いたします場合には、大体次の基準に従つてやつておるわけでありまして。すなわち、既成市街地の中の街路幅員で十六メートル以上、あるいは歩道幅員で三メートル以上あります街路については原則として植樹をするんだということでありまして。それから植樹の間隔としては六メートルから十四メートルの範囲内で、これを標準として、あとは沿道の状況等考慮の上きめる。それから種類の選定にあつては、御指摘のとおり、公害とか日照とかそれから土質、こういうものに対する適応性、それから沿道環境との調和、あるいはその街路に特にふさわしいような、何か種類の選定上の配慮、こういう

たものを考慮して定めると、こういうことについておられます。

次に、公害に強い樹木というふうなことに對しての調査をしたことがあるかということと、調査をいままで何回かおつたことと、調査をいつてまいりました。現在までの研究によりまして、個々の木の種類ごとにも、強いの、やや強いもの、弱いものというふうなものを分類してございまして、一般的に申せば、常緑の広葉樹、これが抵抗性が強いわけでありまして。それに加えて、落葉の広葉樹それから針葉樹、こういうものは大体抵抗性が低いと、こういうことになつておる。今後とも樹種の選定につきましては、特に市街地の中ではそういう適当な樹種の選定にあやまちなきを期することにも、必要な水が供給できるようなそういう植え方、及び適切な土壌、路盤の改良というものを進めたいと思つておる。

○高山恒雄君 都市の緑化に必要な苗木ですが、最近大企業、商社等がやつぱりその苗木育成のための構想で、どんだん大阪宝塚地域において買ひ占めをやつておるのではないかと、懸念さえ出しておるんですが、したがって、いま苗木等はもうものすごい値上がりをしてるわけですね。これは結果的には品不足ですよ。したがって、供給体制をどうするかということも最も大事だと私は思つておる。東京都等の条例の中でも特別にその項を設けて、都自体がそれに協力をして、そうして苗木の購入をして、あるいは地域にやらしてやるか、こういうふうな行き方をしておるんだらうと私は思つておる。こういう苗木の供給体制の現状についてどうなつておるか、掌握しておられるのかどうかですね。たとえば近郊県の苗木の実態というものはある程度確保できておるか、どうか、買ひ占めの状態は具体的にどう出てるのか、出ないのかですね。これは何としても検討する必要があると思つておる。とにかく大企業なり商社は何でもちよつとお金もつけになるなと思つておることは先手を打つておるから、結

果的には、都がやろうとか、一般地域住民がやろうとしても、物が、苗木が手に入らぬというのが現状ですよ。この点についてはどうお考えになつておるかですね、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(吉田泰夫君) 近年非常に大都市市民を中心とした緑への渴望というものは高まつておりました、そういうものを受けて各自自治体でも非常に力を入れておられるわけでありましたが、まあ、そういう需要というものをいち早く察知いたしました、いろいろな業種のものがある緑化産業というが、苗木の供給という事業に力を入れ出してきていることは御指摘のとおりであります。まあ、これが一時的には買い占めというよりな形にもあらわれていると思ひますが、今後の旺盛な緑化のための需要というものを考えれば、適切な方策によつて新しく苗木の植栽が行なわれ、供給量そのものが各種供給主体を通じてふえていくということがどうしても必要であります。買い占めそのものによつて非常な暴騰を来すというよりなことは、これはまことに困るわけでありませんが、そういう面についてもよく実態を調査する必要があると思ひますが、建設省としては、樹種にもよりますけれども、おそれるは数年ぐらゐりすれば苗木は実際に供給に回るわけでありまして、しかも、その植えつけてできる場所は相当広大にあるわけでありまして、転作その他も考えれば相当広大にありますし、多少の距離を輸送してやることを思へば、相当全国の山林地帯、これも供給源と考えられるわけでありまして、供給については林野庁というところが一番この問題に詳しい、かつ、直接にそつじつとした山林事業者を掌握しておられるわけでありまして、一方供給を受けた需要の側としては、これは建設省がその最大の需要者になるわけでありまして、道路に植える場合、あるいは公園に植える植樹、あるいは公園、公営住宅団地に植える樹木、そういった公的な樹木のほかに民間においても大いに個人あるいは協定等を経て緑化をはかつてもらいたいという意味から、こういっ

た民間の個々の需要者に対する対策も講じなければならぬという立場にあるわけでございます。そういうことで、本年度間もなく発足を予定しております財団法人日本緑化センターというものを農林省と共管で設立することになっておりますが、これは緑化に関する技術の開発とか、なかなしく情報の収集、提供ということを通じて、需要予測とそれに対応する供給対策というものを運んでいくわけでありまして、そのほか現実的な事業も行なうということを考えております。

なお、建設省としましては、各地方公共団体に於いて次々と公営苗圃をみずから持たられ、あるいは委託苗圃をつくりまして、それで苗木の栽培をし、市民の希望に応じて配布するというような措置がとられておりました、まことに時宜を得た必要な措置だと思ひますので、何かくふういたしまして、こういふ公営苗圃に対する国の助成というものをぜひ考えたい、まだ予算要求する前の段階でありますけれども、私としてはそういうところに非常に力を入れるということが最も適切ではないかと、それによつて地方公共団体による公営苗圃あるいは委託苗圃というものが大幅に伸ばしてもらえればよいと思ひます、こう考えておる次第でございます。

○高山恒雄君 この緑化センターというものを発足させるということになっておりますが、農林省と密接な連絡をとりながらやつておるといふ御答弁ですが、国有林事業の一つとして、必要量の確保の苗木の育成事業をやるといふようなことは相談に乗つておられるかどうか、あるいはまたこれはもう実施に移さうとしておられるのか、農林省の関係の方おられたらそれもお聞きしておきたいと思ひます。——来てないようだから、あんだでけつこうです。

○政府委員(吉田泰夫君) いまのようなお話も私も聞いておりました、先ほどの供給側と需要側とも聞ける立場で両省相一致しなければ事は進みませんので、相談にもあつておられるわけであ

ります。今後の国有林野行政の大きな方向として、いわば山にある木を都市部に、平地におろしてくるといいますか、その方策、それから輸送の問題から土の問題、いろいろあるわけですし、都市における需要される樹木と、国有林の、いままで木材としての観点にウエートを置かれたそういう木とが、必ずびつたり一致するとも限らぬわけですが、しかし都市に必要な樹種もかなりあるわけでありまして、そういうものに今後力を入れてもらうとか、積極的に栽培してもらうとか、輸送の問題も含めましてともどもに研究いたしておる段階でございます。

○高山恒雄君 これはひとつ、大臣が見えませんが、私望しておきますが、やっぱり現在、林野庁というのには材木植上がりで多少息をついたような形になっておりますが、いま地域でやつておられますのは植林用のものだけですね、ヒノキとか杉とか松とか、こういうものはたくさんやつておられますが、街路樹にひといふような育成をやつたということはあまり耳にもしておりませんが、少なくともやっぱり国の事業の一端として、これは農林省と打ち合わせをして、むしろ建設省が促進してつづけてくれ、そういう必要量の苗木の育成をやつてくれ、こういうふうな農林大臣との相談で、ぜひ国がやっぱり手をつけると、こういうことをひとつ大臣にお話をしておいてください、大臣がきょうは見えませんが、これがなければ、先ほど十分なる掌握も皆さんされてないようでありまして、まさにあらゆる産業がいま苗木には大資本を投資して買い占めをやつておるんです、もう値上ることがきまつておるんですから、至るところがそういう現状であります。私も知つておるのは数多くございますが、それをここで発表するのは必要ないと思ひますが、少なくともそういう現状においては、いかなる法律をつづけても緑化はほど遠い、これは、いわゆる苗木が不足する、もう家庭用の庭苗木でいっぱいなんだ、したがって、街路樹とかあるいは地域の公園とか、そういうものに移動するのはなかなか

困難だと、こういう情勢であるということをお私に掌握しておられるわけですが、ぜひそういう面に対して建設省として積極的にやつていただくことを希望意見として申し上げておきます。大臣には、ぜひ、この農林省との打ち合わせの結果、苗木育成の事業をやつていただくことを切にお願ひして、私の質問終わります。いまの答弁をひとつお願ひします。

○国務大臣(金丸信君) ありがたうございまして。
○国務大臣(野々山一三君) ちょっと速記とめて。
〔速記中止〕
○委員長(野々山一三君) 速記をつけてください。
○国務大臣(金丸信君) お答えいたします。

○国務大臣(野々山一三君) 速記をつけてください。公園緑地等に必要苗木を建設省も農林省と林野庁といろいろ話し合つておられるわけでございますが、今後とも引き続き、こういう緑地必要の時代でございますから、なお一その努力をして供給を全からしめるようにいたしたいと、こう考えております。

○加藤シツエ君 今日臨時に当委員会に発言の機会を与えていただきました、ありがたうございました。どうしてもこの機会に金丸建設大臣に申し上げまして、はつきりしたよい答弁をいただくならならぬと存じてこちらに参つたわけでございます。

問題は、伊勢神宮のところにございます伊勢道路の幅を広げる問題でございますが、これは自然保護の立場から非常に困る問題でございます、これに対しては十分に建設大臣の御考慮をいただかなくちゃならない。そして直接の衝に当たつておる県当局、それから道路公団、こういうところにも十分御指示を与えていただかなくちゃならない問題でございます。せんだつては日光の太郎杉の問題で、あの問題は私橋本県の問題ではなくて、全国の日本人として心のあるさであるあの日光の杉が、道路の拡張のために手をつけられるというふうなことは耐えがたいことだと日本じゅうで

思っていたわけでございます。幸い金丸建設大臣が聡明な決断をお下しになったと、そして、それに続きまして、長い間懸案になっておりました公判の決定もございまして、ああいう樹齢の高い日本の国の貴重な財宝ともいふべきものは、これは滅ぼすようなことがあってはならないという判断をお下しになって、そして続いて判決もそのようにたいへんにりっぱな判決がございました。それで、それに続いて原知事もそうだと、これ以上控訴はしないというふうなことをおっしゃったわけでございます。

私が今日伊勢道路のことを問題にいたすんでございまして、それがやはりこういうふうな伊勢神宮の神宮林というふうなものは、もう日本の歴史始まって以来の、聞くところによりますと持統天皇以来のりっぱなああいう神宮林というふうなものができておりました、やはり日本人全体の心のふるさとという意味で、こういうものを大切にしたいというこれは日本人ならだれでも考えておりますし、外国人が来た場合にも、最も誇るべき遺産の一つとしていつもこれを見てもらっているわけでございます。こういうふうな問題に對しまして、これがどういふふうにして保全されていくかという経過を見てまいりますと、こういうところ、元来なら国有林でございまして、そして神宮の神域というふうな、二重にこういうところは大切に自然のままを保護していかなきやならないはずのところ、そこへもうすでに道路ができてい

るわけでございます。この中には伊勢道路と呼ばれる道路が、国有林の、国立公園の中を通過しているわけでございます。そしてさらにその幅をもっと広げたい、幅を広げるといふことになれば、その樹齢の古い杉の木にも手をつける、それから公害は現在も非常にはなはだしいものがあるにもかかわらず、それ以上はなはだしくなる、こういうふうな問題でございます。

それで、ただいま議題になっております都市緑地保全法に直接これは関係しないかもしれませんけれども、非常に関連することを申し上げたいの

でございます。それは、こういうふうな緑地の保全とか自然の保護とかいうような問題になってまいりますと、具体的には都道府県知事の許可ということがこの法律の中にも書かれてあるんでございまして、都道府県知事の許可だけでございまして、が左右されてはならないわけでございます。ついでに自然環境保全法の一部を改正する法律というのが提出されて、審議の結果、本会議でこれは全会一致で通過いたしている法律でございます。みんなこういう法律の重要性を考えております。

この自然公園法及び自然環境保全法の一部改正の法律の中にはどういふ点を直したかと申しますと、三十日間の着手制限期間というのを新しくここに入れまして、届け出のあった行為を十分審査して、自然環境に悪影響を及ぼすおそれがある」と認められた場合には、行為の着手前にその禁止、制限等の措置をとることができ、こういうふうなきめました。そして実質的には特別地域における許可制に準ずる規制をはかることとしたと、こういう法律でございます。

これは、このいま私が問題にしようと思っております伊勢道路の場合にも、特にこれは国立公園の中のことでございまして、やはりこれは自然公園のその観点からも、そして国の貴重な文化財を守るといふ立場からも、経済が優先すべきことではなくて、こういうものは一たび手をつけて滅ぼしたら再び返らない、復元というふうなことを命令しても復元をできないこと、こういうふうな意味からも十分に慎重にこれを考えていたいただきたい、いまこれを拡張するといふようなことに対しては、建設大臣は太郎杉の場合と同じように、これを、そういうことはしてはならないといふはつきりした御判断を下していただきたいんです。もし、そういうことを下していただきますならば、これは日本国民全体が拍手を上げてそういう決定にはみんな支持をすることだと思っております。

どうしてこういうふうな問題になっているかというのをいろいろ研究してみましたが、この

自然の破壊ということ、最近の五、六年あるいは十年以内に非常にこれが激しく表にあらわれてまいりまして、それで、いまになってみんなが、こういうことでは困るといふふうな注意をもちらに向けているわけでございます。ところが、この伊勢道路というふうなものを国立公園の中にわざわざつくるなんというところは、今日こういうふうなことがもし申請されましたら、これはおそらく全然許可されないことだと思っております。しかし、この道路は四十年八月から開通したと、こういうふうな報道されておりますから、その何年前かにこういうふうなものが申請されて、その仕事に着手した。で、時間のズレ、四十八年から四十年と八年のズレがございまして、そのころでございまして、やはりこういうところに道路をつけることはいいことだといふふうな担当局も考えたでございまして、道路公園のほうでもそれをお取り上げになったでございまして、ところが、その後、こういうものをにつけてみて、どのくらいこれがひどい弊害を及ぼしているかということがはつきりとかわかってきたわけでございます。今日その弊害がはつきりしてきたその時点において、さらにこの道路の幅を広げる、その弊害をさらに倍以上に大きくする、そして、かげがえのない日本人の貴重な文化的遺産として考えている神宮林というふうなものを滅ぼしていく、こういうことは、これは許されてはならないことだと私は思います。まずそういう問題の全体をつかんでの最初の質問に對して、大臣の御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(金丸信君) 最初、局長から答弁します。

○政府委員(吉田泰夫君) ちよつとこの法案の緑地保全地区の設定及びその許可についての市町村の意見の反映等について触れましたので、一般的にお答え申し上げたいと思っております。そのあとで、具体的な御指摘についてはそれぞれの局長から御答弁したいと思っておりますが、緑地保全地区も都市計画として定めるわけでありまして、そ

の決定手続につきましては、都市計画法一般の手続として必要な場合の公聴会とか、それから説明会の開催とか、決定以前に案を公告し、縦覧し、そして住民とか利害関係人から意見書を提出してもらい、その意見書の提出があった場合には、その意見書の要旨を都市計画審議会にもかけまして、そこで学識経験者等をまじえた方々によってその意見書を処理する、つまり十分住民の意見を反映する手続がとられることとなります。で、指

定の際に知事は関係市町村の意見を聞くこととなりますが、各市町村にも、これは法律に基づくものではございませんが、実際には市町村ごとにも都市計画の審議会のようなものが設けられておまして、ここにはかつて市町村としての意見を固めると、こういうことになっておるわけでございます。そしてそれが設定そのものの手続でありまして、さらに許可につきましても、本法案では知事の許可権というところで、広域的な見地から一元的に判断して許可することにしたわけでござい

ますけれども、従来も風致地区の運用など、実際には知事から市町村に意見を求めまして、その判断を徴した上で知事としての判断をする、こういう運用をいたしておる例が多いわけでありまして、本法におきまして、具体的な許可の手続については、市町村の意見を聞くというふうなことで運用してまいりたいと思っております。そういうこととでございまして、たとえは前回、田中先生から御指摘のあった、風致景観というふうな要素は非常に主観的ではないかといふこともございまして、そういう手続面によって十分地元の方の意見があるいは地元市町村の意見といふものも反映されるようなことを行なっておりますので、制度全体の仕組みとしては、そういうふうな御理解いただきたいと存じます。

○政府委員(菊池三男君) 伊勢道路につきましても、具体的な計画を少し申し上げたいと思っております。いまのお話の伊勢道路と申しますのは、宇治山田から南のほうへ下がりました英虞湾のほうへ行くところでございます。磯部へ行く県道でありま

す。

るわけでございます。そして県庁あるいは県議会議会というような方面では経済優先の考え方がいままではずっと強かった。いまはやや世論に耳を傾けて自然環境を保全しなければならぬという意見に傾きかけておりますけれども、それでもやはり経済のほうをやや優先する傾きが多いわけでございます。それで、さっきおっしゃったトンネル二カ所、これが有料道路で、これでもって県の道路公社では、ここからたいへんな収入があるわけですから、そういうようなものも勘定に入っているんじゃないかと思っております。そういうような収入の問題にはかけがえのできないような、こういう大事な自然の環境、こういう国民的な遺産を守るためには、もうこの際、思い切って、この道路の幅を広げるの換気扇をつけるのという問題じゃなくて、もう一つ前の道のほうにこれを直して外のほうを少し時間がかかりますけれども、外の道のほうに直してしまふ、中はもう自動車を相当程度制限するということにまで徹底的に変えていただかなくちゃならないと思っております。でございますが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(菊池三男君) ただいまのお話、拡幅することによりまして交通の増加というような問題につきましても、いまのお話のようにいろいろな問題があるかと思っております。ただ現在あります道路で換気等につきましても、これは道路がある限り——ちょうどこの磯部とそれから伊勢を結んだこれが一番最短の道路になっているわけですから、これも従来から県道としてございまして。その県道を一部有料でトンネルを掘ったということでございますので、それをとめてほかをやする、まあ、ほかをやすることも一つの具体的な方法ではありますけれども、やはりネットワークでありますので、この道路を閉鎖するとかいうことはむずかしいかと思っております。ただ換気をやりますのは、トンネルの中の空気がよごれて見通しが悪くなったり、あるいは渋滞が起こったときに気持ちが悪くなるということが出てまいりますので、そういうことがないように、換気は普通の大きなトンネ

ルはみんなつけておりますので、やはりそういう安全のためには換気をつけなければならぬだろう。それから、これを県が公園から引き取るについて、いまお話で、もうかるからという、得だからというようなことでもございましてけれども、これは有料道路は償還が終われば無料になる前提でございますので、これは道路公園が持つておりましても県が持つておりましても同じことでもございまして、償還が終われば無料になるわけでもございまして。そういうことで、確かに、そういう神域を通るといふところに通過交通的な産業交通がどんどん入り込むことに問題がありますけれども、そういうたとえば石がなくなるとか、樹木がなくなるとか、あるいは火災が起きるとか、これは全国的にたいへん困る問題でございましてけれども、おっしゃるとおり、運転する者のマナーでありますけれども、私どものほうも、道路管理者といたしまして十分パトロールをし、注意をいたしまして、そういうことがないような形でやっていきたいというふうに考えております。

○加藤ツヅエ君 持ち時間が終わつたのでございまして、これで終わります。しかし、建設大臣としてもいまの答弁では私まだ決して十分に満足いたしませんので、さらにまた別の機会にいろいろと御相談を申し上げたいので、よろしくお願いをいたします。

○委員長(野々山一三君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

都市緑地保全法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(野々山一三君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○沢田政治君 私は、ただいま可決されました都市緑地保全法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党、第二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。まず、案文を朗読いたします。

都市緑地保全法案に対する附帯決議案

政府は本法施行にあたり、自然環境の保全が急務であることにかんがみ、次の諸点について留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、緑地保全地区の土地の買入れに係る国庫補助率の大幅な引上げ及び予算枠の拡大を図るとともに、維持管理費に対する国庫補助に ついて検討すること。
- 二、緑地保全地区の固定資産税の非課税及び課税の特別控除額を引上げるよう検討すること。
- 三、都市計画法に基づく生産緑地制度の創設を図ること。
- 四、沖繩その他の島嶼、湖沼、海岸等の良好な自然環境が残されている地域の保全措置を積極的に図るとともに、都市計画区域における公園、緑地等の都市施設の整備並びに道路等公共用地の緑化を強力に推進すること。
- 五、地方自治団体の緑化事業に対し、国は助成措置を講ずるとともに、緑化協定制度の普及を図るため、苗木の交付等助成措置を検討すること。

右決議する。

以上であります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。次第であります。

○委員長(野々山一三君) ただいま沢田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。
沢田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(野々山一三君) 全会一致と認めます。よって、沢田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、金丸建設大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。金丸建設大臣。

○国務大臣(金丸信君) 本法案の御審議をお願いして以来、本委員会においては熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって議決されましたことを深く感謝申し上げます。審議中における委員各位の御高見につきまして、今後その趣旨を生かすようつとめるとともに、ただいま議決されました附帯決議につきましても、その趣旨を十分尊重し、今後の運用に万全を期して各位の御期待に沿うよう所存でございます。

ここに、本法案の審議を終るに際し、委員長はじめ委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、お礼のごあいさついたします。ありがとうございました。

○委員長(野々山一三君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ぶ者あり〕
○委員長(野々山一三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野々山一三君) 公有水面埋立法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○竹内藤男君 現行の公有水面埋立法は大正十年制定のかたかな文の法律でございまして、公有水面の埋め立てについて地方長官の免許制を中心とした手続法であります。今回の改正も、いろいろ大臣の提案理由の説明、あるいは改正法律案要綱等によつて見ましても、いろんな点で手続の改正がなされておりますけれども、その要旨は、現行の埋め立ての免許、あるいは埋め立て地のその後

の権利の移動、あるいは埋め立て地の用途並びに用途の変更につきまして、これを土地利用あるいは環境保全という観点から十分チェックをしていくというものであつて、従来の法律で十分対応できなかった点を社会情勢に従つて対応できるようにしようとするものであると思つておられます。ご意見を踏まえて、この改正案のほんとうのねらいを、ずばり言つてどういふ点か、簡単に御答へ願ひたいと思ひます。

○政府委員(川田陽吉君) 御答へ申し上げます。基本方針はたゞいま竹内先生御指摘のとおりでございますが、いささか事務的にそのポイントをもつて御説明申し上げますと、まず出願事項の手続の改正、すなわち埋め立てを行なうとする人が願書を都道府県知事ないしは港灣管理者に提出した際に、その出願事項を公告し、縦覧し、住民の意見書の提出の機会を与えるという、そういう手続面の改正が一つございます。

それから埋め立ての免許基準の改正がございす。今回の改正を必要とするに至つた背景には、埋め立てそのものがある意味で利権的な売買の取引の対象になり、それを醸成するという傾向がございしました。また環境保全上いろいろな悪影響も最近では相当発生するようになっております。そこで、そのような点につきまして法規的な改正を必要とした次第でございます。免許の基準を法定いたしました。国土の利用上適正かつ合理的であること、それから、その埋め立てが環境の保全または災害の防止に十分配慮されたものであること、それから埋め立て地の用途が公等の計画に違背しないこと、また、国または地方公共団体の計画そのものに、地域計画等になつていふことというふうな点、それから公共施設の配置が適正であるかどうかというふうな点、それから分譲を目的とする埋め立てについては、その出願人が公共団体ないしはそれに類似する団体であること……○竹内藤男君 要綱に書いてあることはいいですが、

○政府委員(川田陽吉君) はい。というふうな点がおもな点でございます。大体要綱に書いてあるとおりでございます。先生御指摘のとおりでございます。

○竹内藤男君 要するに、埋め立てを出願してきたときに、その埋め立ての出願に対して個々の処分にあつて、これをどういふふうなチェックしていくかという点の改正があつただけだと思つておられます。

そこで、その次にお尋ねしたいことは、そういうふうな個々の埋め立て免許があります前に、日本列島の水面、海面といつたようなものを、どこをどういふふうな利用すべきかというその計画をつくつておくべきじゃないか、私はどう思つておられます。そういう意味で都市計画やその他の国土計画の法制とは違つて、この法律は個々の処分の是非論をしていふ。そういう意味で手続については若干民衆参加の問題等が足りないというふうな点も、そういう個々の処分については是非論からきていふのじゃないかと思ひますが、それは別といたしましても、土地利用計画としての埋め立ての計画、この水面はあるいは海面は埋め立てをしてもいいところだろうか、さらには、どういふ用途の埋め立てなら許すのだろうかというふうな全体の計画——工場なら建てちゃいかぬけれども住宅ならいいとか、あるいは重化学工業の工場は困るとか、あるいは再開発の用地ならいいけれども重化学工業は困るとか、そういうふうな土地利用計画、あるいはこの水面の埋め立ては、たとえば警備で問題になつたように、潮流の関係でこの水域でしか認められないんだといったようなことが必要じゃないか。最近では技術や工法の進歩によつて、運輸省港湾局のほうでも、相当規模の埋め立てでも環境を害さないで、水質を悪化させないで工業地等の埋め立てができるようになっていふと聞いておられますけれども、それにしても、どこでも、どの規模でも工業用の埋め立てその他のものやつていいというわけにはいかないんじゃないかと思つておられます。こういう埋め立て

て計画あるいは埋め立て地の利用計画というものがこの法律には定めてない。この点は土地利用計画、国土利用計画の観点からいつても必要じゃないか。また最近の新聞によりまして、大阪府では埋め立てを中止して工場が買戻すというふうなことをして埋め立てを中止しようというふうな記事も出ておられますが、これも大阪府の公害防止の観点からきまつてきているんじゃないか。最近私どもよく知りませんが、総量規制というふうな観点から公害防止というものがきめられようとしていふ。こういう公害防止の観点からいつても、どこをどういふふうな埋め立てしていくかということについての計画が必要じゃないか。

さらに言いますと、この免許基準におきまして、公共施設の配置、規模が適正なことというところが書いてあります。個々の免許の基準におきまして、たとえば水の問題、この埋め立て地をやつたならばどのくらい水が要するか、その水に対してどういふふうなこの埋め立ては措置しているかというふうなことは、個々の埋め立ての処分るときにはわからなければならない問題じゃないか。考へていかなければならない問題じゃないか。あるいは排水の問題もそうじゃないかと思ひます。それは排水の問題も個々の埋め立て地の勝負では片づかない。もつと広域的な観点からした計画というものが、場合によつては府県の判断を越える計画というものが必要になつてくるんじゃないか。こういう土地利用計画、あるいは公害防止、環境保全の観点、あるいは公共施設の整備という観点、こういうふうな点から埋め立て計画、埋め立て土地利用計画というものが要すると思つておられますが、この法律にはございせんが、一つお尋ねしたいのは、現在の法律でどういふ計画というものが立てられるような法制にどうかでなつていふか。それから二番目には、経済企画庁の開発局長お見えですが、新しい今度提案されておられます国土総合開発法の土地利用基本計画の中で、水面はあるいは入るのかもしませんが、海

面につきましての基本計画というものをつくるようになっていふのかどうか。最後には、三番目には、そういうふうな法律がもしないとするれば、今後新しく埋め立て土地利用法というものが要するんじゃないかと思ひますが、そういう点についてどういふふうにお考えになつていふか、三点をお尋ねしたいわけですが。

○政府委員(川田陽吉君) 第一の質問につきましてはお答へ申し上げますが、今回の改正も、公有水面埋立法は全く手続法という法律を定めることとなく、その限りにおいて、現在生じている種々の不合理な状態を改善していくという考え方でやつておられます。

それから第三番目の、利用計画法ないしは事業法というふうな構想で考へる必要があると思つて見解はどうかとお尋ねでございますが、一部改正によつて、一応の現実的な不備は補つておられます。その先、やはりいろいろ、大正十年のかたかなの法律をいつまでも現代社会に通用させておくという点については、私どももできるだけやはり早い機会に全文改正をやらねばならないという気持ちでおられます。したがらして、その際には単に手続法にとどまることなく、利用計画法ないしは規制についての具体的なビジョンがあるいは利用についての具体的なビジョンがあらわれるような法律という点も含めて検討しなければならぬと思つておられます。

○竹内藤男君 ちよつと企画庁、お願いいたします。○政府委員(下河辺淳君) 第二番目の御質問にお答へいたします。いま国会で御審議をいたしております新しい国土総合開発法案におきましては、土地利用基本計画の策定を知事にお願ひしていただくわけですが、この土地利用基本計画におきましては、当該都道府県の区域について策定するという規定を設けておられます。私どももいたしましては当然海面を含むというふうな考へておられます。土地利用区分は五つに分かれておられますが、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保

全地域と分かれておりますが、おそらく森林地域については海面を含むことはないかと思ひますが、都市地域、農業地域、自然公園地域、自然保全地域、四つの地域については海面が含まれてくることが十分予想されるというふうに考へておりまして、法案によりまして、これらの地域区分をしたあと、それぞれの法令によりまして開発行為の規制をいたしますが、当然、都市計画法、公有水面埋立法、あるいは自然公園法等によりまして、新しい国土総合開発法の土地利用計画とリンクするという考へ方でございますので、海面を含めて規制を強化してまいりたいという考へ方でございます。

○竹内藤男君 国土総合開発法の土地利用計画、その地域区分の中で考へることもありましようし、公共施設というような観点から港湾その他の計画の中に入ってくるかと思ひますが、それがどの程度のことまで入ってくるのかというところは、これからの問題かと思ひますので、その点はそれで質問を終わりますけれども、さらに私は考へます、個々ばらばらの埋め立て出願に対応して、出てきたものから許可をするという体制よりも、むしろ県や国が埋め立ての実施計画をつくりまして、たとえは宅地開発については、今度都市計画法で宅地開発予定区域というものを考へております。あるいは、それ以外でも、将来促進区域みたいなものを考へるといふような都市計画審議会の答申がござりますが、そういうふうに埋め立ての予定区域というものをつくって、それできちんとした計画を立てて、たとえば私の県は霞ヶ浦でございますが、霞ヶ浦でも各市町村でヨットハーバーをつくりたいとか、あるいはいろいろの施設、緑地、レクリエーション基地をつくりたいといふような計画がばらばらに立っておりますが、現在は泊水上の観点で個々の処分については判断を下しているにすぎない。そういうようなことではなくて、埋め立て予定区域というものを全体的につくって、そうして公共施設については思い切つて国費を投入して、護岸なり堤防なりを

しつかりつくる、そして内部は免許権者にやらせるにしても、一定期限にやらないときは公共団体が乗り出して積極的に埋め立てをする、もちろん公害防止あるいは土地利用あるいは環境保全の観点を入れた、そういうような積極的な施策が必要だと思ひます。そういう点についてどう考へているのか。

それから、いまの埋め立ては財政的に公共団体の赤字対策みたいになつておりました、そのために工業用地をどんどん入れてくるという危険がござります。その際には予納方式で、あらかじめ企業から金を取つて、そうして埋め立てをするというようなことをやっておりますが、横浜の本牧の場合には、マルク起債をして、そうして財源確保をしておいて、土地をつくつてから売るといふ方式をとつております。最近の東京都では、東京都のある報告では、埋め立てをしたやつは譲渡をしないで賃貸したらどうかという意見まで出ているわけでありまして、計画をつくらせていくという積極的な施策についてのお尋ねと、それから、その実際のやり方について、今後どういふ方向がいいかという点につきまして、建設省と運輸省のほうにお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(川田陽吉君) まあ積極的な埋め立てということになりまして、やはり公共団体が公共目的のためにする埋め立てというところは、これはたいへんけっこうなことだと思ひます。また環境容量等の観点から、閉鎖海域等においては、湖水も含め、内水も含めまして、これはやはり全般的に抑制ということをしてまえていかなければいけませんし、一がいに言えないと思ひわけでございますが、国土の積極的利用という意味から、可能性のある土地については、やはり日本の置かれた現状から埋め立てそのものを全く否定するといふ考へは必要はないといふふうに考へております。公共団体が主体となつて、埋め立てを行なう場合に問題になるのは、やはり先生御指摘のとおり、財源調達の方法でございまして、一般的な財源ないしは繰越債等で土地と直接結びつかない資

金が集められ、そこでまず土地ができる、そうしてその土地が合理的な方法で配分され、合理的な価格で譲渡されるということですが、問題は非常に少なくなると考へております。また東京都がいろいろ最近おやりになつておられるような、土地の所有権は公共団体に保有したまま、使用だけを認めるという考へ方も、これは十分検討に値するやり方だといふふうに考へております。

○政府委員(岡部保君) ただいまの先生の御質問にお答えするよりなかつたことになるかと存じますけれども、いわゆる埋め立ての計画的な問題、これについて私ども、これは私どもの所管いたしておりますのが港湾区域という一つの領域に限られておりますために、先生のおっしゃるような、もう少し広域的に考へなきゃいかぬといふような点についてはいささか欠点があるわけでございますけれども、しかし、最近の考へ方といひましては、いわゆる公有水面埋め立てというものが、これが非常に貴重な水面になつてきておりますので、いままでのように土地造成というものを、ただ単にいわゆる財政面であるとかあるいは工業の一つの誘致のためであるとか、そういうようなことでむやみやたらに認めるというのはいかかかと考へております。したがつて、逆に、港湾計画というものを審議いたします際に、今回一部改正をお認めいただきました、成立を見ました港湾法の改正におきまして、いわゆる港湾計画の計画手法と申しますか、この手続をいままで以上に整備をいたしたわけでございますが、重要港湾については必ず運輸大臣がきめました基本方針に基づきました各港湾管理者のおつくりになつた計画というものを運輸大臣としてこれをチェックいたしましたして、どうしてもこれは一部改正していただきたいといふような点については改正を求めることができるようになつております。そういうようなことで、港湾の計画というものの中に一環として埋め立ての計画というものを計画的に

考へていきたいということがまず第一点でございます。

それから、そういう際に、先ほども、積極的に埋め立てをむしろ財政的に援助するということまで考へる必要があるんではなからうかといふような御質問がございましたが、これは私どもとしていままでの考へ方から申しますと、先ほども先生お触れになりましたように、まあ赤字対策であるとか、あるいはいろいろ埋め立てをやることによつて地方財政のプラスにしておるといふようなことがあつたことは事実でございます。したがつて、いわゆる借金、起債、地方債によつて実施をしておるといふのが実情でございますが、現実の問題といたしまして、最近のように、たとえば、ごみ戦争の対策としてのいわゆる東京における夢の島のような埋め立て、あるいは大阪でもやはりやっております。そういうような廃棄物処理のための埋め立てということになりますと、これはほんとうに財政面上何からか入力をしなければならぬといふことで、幸いに昭和四十八年度の予算からそういうものの護岸に対して財政面の補助をするという道が開けたわけでございます。

それから第三点、いわゆる埋め立ての手法、あるいはどういふ機関がやり、どういふ方法でやつたらいかといふような点については、ただいまの川田次長の御答弁に全く私賛成でございます。ただ、特に申し上げておきたいことは、東京都で、埋め立て地は売却しないで、譲渡しないで、むしろこれからは貸し付け方針でいくといふふうに、いままでの条例では、東京都では全部売却しなければならぬようになっておりました。これを貸し付けの体制にしていくということについては、少し長い目で見ました港湾管理者財政という意味から申しましても、私はこの点、非常にいい制度を始めてくれるんではなからうかといふような感じを持っておることをつけ加えまして御答弁とさせていただきます。

○竹内藤男君 これで質問を終わりますけれども、埋め立て計画、あるいは埋め立て地の利用計

画、あるいはこれをどうやって財政的な裏づけをしてやっていくかという事は、これからの国土利用を考えます場合に、全然もう埋め立てというのはいかぬのだというふうな思想でもないかと思ひます。土地利用計画、環境保全上、あるいは公共施設が十分足りるかどうかが、水が足りるかどうかがといったような観点から、やっぱりあらかじめ計画をつくって、そして十分住民の意見も聞いて、計画をセツトして、そして個々の諸君の免許に入っていくと、そういうような体制がぜひとも必要だと思ひますので、その方向でひとつ御努力をお願いしたいことを最後に御要望申し上げます、私の質問を終わります。

○委員長(野々山一三君) それでは午後一時まで休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時二十四分開会

○委員長(野々山一三君) これより委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、公有水面埋立法の一部を改正する法律案の審査を行います。

お手元にお配りしてありますとおり、本日は参考人として四名の方々に御出席をいただいておりますので、まず最初に参考人の方々にそれぞれ御意見を御聞かせいただいた後、質疑に入りたいと存じます。

参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。本日は御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会の御意見を御伺いいたし、何とぞ御意見を御述べ願う時間はお一人十五分程度にお願いをいたしたいと思ひます。

○参考人(小川栄一君) 私の意見といたしましては、非常に土地の不足しているその間におきましては、埋め立て法の改正はもつと研究すべき余地が十分あるものであつて、現状のままでもかまひないに土地の利用を果行していただきたいと思ひておるんであります。

その理由といたしましては、第一に土地と物価の関係でございますが、いづれも今日の政治社会において、政治経済において重要なことでありまして、土地の暴騰があらゆる物価の原因になつておるに思ふのであります。岡山の児島湾に藤田農場というのが、藤田傳三郎翁によつていまから七十年ぐら前から着手されまして、終戦と同じ時に私が社長でありましたが、この土地を解放してもらいたたいということで政府から特に要求されましたが、実は直営農場でございますので、解放する必要はないけれども、世の中がさうである以上は解放したい、しようじゃないかと。しかし、土地争ひ、水争ひになつては困るので、なかになられた大野伴陸さんをお願いをして、海の中につくった水田一万町歩を解放するにつき、約四百万坪の水田用淡水湖をつくってもらいたいということをお願いしたところ、政府においてもこれを了承せられて分譲することになりました。そのときの土地価格は反当たり七百二十円、それから高いほうは九百円でございます。現在その地方の土地価格を見ますと、反当たり七百万円から一千万円はしております。ということはですね、一万倍になつたといふこと。したがって、二町歩ももつた人は一億何千万円という財産を、あるいは二億円に近い財産を獲得したんであります。これをもちつた人、三千人のいわゆる地主と比較いたしますと、ほとんど比較にならないほどの、つまり財産の差を来たしてしまつた。今日、一番危険なことは、国の中にそのように財産を持っている人と持っていない人の差ができてしまつたといふことは非常に悪いことである。

それにつけては、どうしても土地をふやさないでやらぬ。ところが、歴代の内閣は、土地が狭いという理由で住宅問題の失敗を弁解してきたようなことになっておりますけれども、私どもに言わせるならば、いまの解放した一万町歩も、それから吉田総理がつくられた一万五千町歩の八郎潟の干拓も、すべてこれは大きい意味で言へば埋め立てでございます。土地が不足するならば、高層建築物を奨励するか、あるいは日本の海岸線を利用する、つまり世界で二番目に長い海岸線を利用する、埋め立て地というものを利用するか、いづれかの方法において土地を補充しない限り、みすみす暴騰していく土地を百姓もなし、また金のある人間は土地の思惑もせざるを得なくなる。こういふイタチごっこをしておられたんでは、土地を全然持たない日本のサラリーマン、日本の労働者の大部分であるところのサラリーマンは、働けども働けども土地といふものは永久に持つことができないといふ、日本に生まれながら、きわめて、つまり悲惨な状態に入つちまう。そこで私は、この世界で二番目のつまり海岸線を持っている日本、ことに埋め立ての必要である東京湾といふものにこの二十年來いろいろな角度から経験をしてまいりました。それで、結果、現在でも埋め立ては、東京湾内におきましては坪二万五千円見当で埋め立てができます。非常にへドロ地帯である場合には四万円ぐらいかかると思ひますが、できます。そして、それをつまり半分は、五掛けを住宅地に原価で供給することが必要ではないか。割だけは商業地として、これは相当高値で銀行その他マーケットに処分して、これによつて公益事業をとかく完備したらどんなものだろうかといふことを常に考へてまいつておるものでございます。

次に私の心配いたしますものは、埋め立てを公害といふふりに解釈されておることです。私も埋め立ては絶対に公害ではありません。私も埋め立てにつき水質の研究をいろいろいたしました。その水質の研究の結果どういふことを発見したかと申しますと、自然の川で流れている間は非常に汚物といへども沈んで少ないのですが、一たび海水につきかると、金属性もろとも分解いたしまして、直ちに沈んでを始める。したがって、東京湾の中の二キロほどの間は、長い間の人口の増加によりまして、すべて沈んで物によつてへドロ地帯ができたのであります。このへドロ地帯といふものを征服するためには、簡単なことばで申しますれば、われわれの庭にあるごみを掘って埋めて、上に土をかぶせるということと同じように、いい砂をまじえてへドロと一緒に埋め立てをしてへドロ地帯を片づけてしまふということが一番大事なことだと思ひます。しかるに、埋め立てをささいな汚物であると言っているのは、私は近來の学者といふものを全然信用することができない。学者の説によれば、油なんといふものはもうなくなつちまう。油なんです。ところが、われわれは海底油田を開発することに成功した。そのことによつて、まだ油は何百年もあるといふ以上も続かぬわからぬといふようなことになつておりました。デスクベーパーの上でなり上がった議論ばかりテレビ、ラジオはじめみんなが傾聴しておつて、真剣に水質を検査したり、真剣にものをやつてきた人間のことばはいま通用しない時代であるといふのであります。まことに遺憾なことであると私は思ひます。

その他、誤解されている点を申し上げますと、東京湾といふものを三つに分けて、つまり外湾といふものは、これは無尽蔵に大きな船が近づいてきて、油といふような危険物は全部パイプで一定の場所へ輸送する。内湾は十万吨程度までの、とにかく鉄鉱石はじめその他の原料を入れる。奥湾は、一番東京に近い奥湾は、つまり千葉県とか川崎とかいふところは、それはもつと小さい船でやる。ということばは、東京湾をさういふふうに分けておくと、いまや東京湾のいわゆる船は世

め立てにつき水質の研究をいろいろいたしました。その水質の研究の結果どういふことを発見したかと申しますと、自然の川で流れている間は非常に汚物といへども沈んで少ないのですが、一たび海水につきかると、金属性もろとも分解いたしまして、直ちに沈んでを始める。したがって、東京湾の中の二キロほどの間は、長い間の人口の増加によりまして、すべて沈んで物によつてへドロ地帯ができたのであります。このへドロ地帯といふものを征服するためには、簡単なことばで申しますれば、われわれの庭にあるごみを掘って埋めて、上に土をかぶせるということと同じように、いい砂をまじえてへドロと一緒に埋め立てをしてへドロ地帯を片づけてしまふということが一番大事なことだと思ひます。しかるに、埋め立てをささいな汚物であると言っているのは、私は近來の学者といふものを全然信用することができない。学者の説によれば、油なんといふものはもうなくなつちまう。油なんです。ところが、われわれは海底油田を開発することに成功した。そのことによつて、まだ油は何百年もあるといふ以上も続かぬわからぬといふようなことになつておりました。デスクベーパーの上でなり上がった議論ばかりテレビ、ラジオはじめみんなが傾聴しておつて、真剣に水質を検査したり、真剣にものをやつてきた人間のことばはいま通用しない時代であるといふのであります。まことに遺憾なことであると私は思ひます。

め立てにつき水質の研究をいろいろいたしました。その水質の研究の結果どういふことを発見したかと申しますと、自然の川で流れている間は非常に汚物といへども沈んで少ないのですが、一たび海水につきかると、金属性もろとも分解いたしまして、直ちに沈んでを始める。したがって、東京湾の中の二キロほどの間は、長い間の人口の増加によりまして、すべて沈んで物によつてへドロ地帯ができたのであります。このへドロ地帯といふものを征服するためには、簡単なことばで申しますれば、われわれの庭にあるごみを掘って埋めて、上に土をかぶせるということと同じように、いい砂をまじえてへドロと一緒に埋め立てをしてへドロ地帯を片づけてしまふということが一番大事なことだと思ひます。しかるに、埋め立てをささいな汚物であると言っているのは、私は近來の学者といふものを全然信用することができない。学者の説によれば、油なんといふものはもうなくなつちまう。油なんです。ところが、われわれは海底油田を開発することに成功した。そのことによつて、まだ油は何百年もあるといふ以上も続かぬわからぬといふようなことになつておりました。デスクベーパーの上でなり上がった議論ばかりテレビ、ラジオはじめみんなが傾聴しておつて、真剣に水質を検査したり、真剣にものをやつてきた人間のことばはいま通用しない時代であるといふのであります。まことに遺憾なことであると私は思ひます。

め立てにつき水質の研究をいろいろいたしました。その水質の研究の結果どういふことを発見したかと申しますと、自然の川で流れている間は非常に汚物といへども沈んで少ないのですが、一たび海水につきかると、金属性もろとも分解いたしまして、直ちに沈んでを始める。したがって、東京湾の中の二キロほどの間は、長い間の人口の増加によりまして、すべて沈んで物によつてへドロ地帯ができたのであります。このへドロ地帯といふものを征服するためには、簡単なことばで申しますれば、われわれの庭にあるごみを掘って埋めて、上に土をかぶせるということと同じように、いい砂をまじえてへドロと一緒に埋め立てをしてへドロ地帯を片づけてしまふということが一番大事なことだと思ひます。しかるに、埋め立てをささいな汚物であると言っているのは、私は近來の学者といふものを全然信用することができない。学者の説によれば、油なんといふものはもうなくなつちまう。油なんです。ところが、われわれは海底油田を開発することに成功した。そのことによつて、まだ油は何百年もあるといふ以上も続かぬわからぬといふようなことになつておりました。デスクベーパーの上でなり上がった議論ばかりテレビ、ラジオはじめみんなが傾聴しておつて、真剣に水質を検査したり、真剣にものをやつてきた人間のことばはいま通用しない時代であるといふのであります。まことに遺憾なことであると私は思ひます。

め立てにつき水質の研究をいろいろいたしました。その水質の研究の結果どういふことを発見したかと申しますと、自然の川で流れている間は非常に汚物といへども沈んで少ないのですが、一たび海水につきかると、金属性もろとも分解いたしまして、直ちに沈んでを始める。したがって、東京湾の中の二キロほどの間は、長い間の人口の増加によりまして、すべて沈んで物によつてへドロ地帯ができたのであります。このへドロ地帯といふものを征服するためには、簡単なことばで申しますれば、われわれの庭にあるごみを掘って埋めて、上に土をかぶせるということと同じように、いい砂をまじえてへドロと一緒に埋め立てをしてへドロ地帯を片づけてしまふということが一番大事なことだと思ひます。しかるに、埋め立てをささいな汚物であると言っているのは、私は近來の学者といふものを全然信用することができない。学者の説によれば、油なんといふものはもうなくなつちまう。油なんです。ところが、われわれは海底油田を開発することに成功した。そのことによつて、まだ油は何百年もあるといふ以上も続かぬわからぬといふようなことになつておりました。デスクベーパーの上でなり上がった議論ばかりテレビ、ラジオはじめみんなが傾聴しておつて、真剣に水質を検査したり、真剣にものをやつてきた人間のことばはいま通用しない時代であるといふのであります。まことに遺憾なことであると私は思ひます。

め立てにつき水質の研究をいろいろいたしました。その水質の研究の結果どういふことを発見したかと申しますと、自然の川で流れている間は非常に汚物といへども沈んで少ないのですが、一たび海水につきかると、金属性もろとも分解いたしまして、直ちに沈んでを始める。したがって、東京湾の中の二キロほどの間は、長い間の人口の増加によりまして、すべて沈んで物によつてへドロ地帯ができたのであります。このへドロ地帯といふものを征服するためには、簡単なことばで申しますれば、われわれの庭にあるごみを掘って埋めて、上に土をかぶせるということと同じように、いい砂をまじえてへドロと一緒に埋め立てをしてへドロ地帯を片づけてしまふということが一番大事なことだと思ひます。しかるに、埋め立てをささいな汚物であると言っているのは、私は近來の学者といふものを全然信用することができない。学者の説によれば、油なんといふものはもうなくなつちまう。油なんです。ところが、われわれは海底油田を開発することに成功した。そのことによつて、まだ油は何百年もあるといふ以上も続かぬわからぬといふようなことになつておりました。デスクベーパーの上でなり上がった議論ばかりテレビ、ラジオはじめみんなが傾聴しておつて、真剣に水質を検査したり、真剣にものをやつてきた人間のことばはいま通用しない時代であるといふのであります。まことに遺憾なことであると私は思ひます。

め立てにつき水質の研究をいろいろいたしました。その水質の研究の結果どういふことを発見したかと申しますと、自然の川で流れている間は非常に汚物といへども沈んで少ないのですが、一たび海水につきかると、金属性もろとも分解いたしまして、直ちに沈んでを始める。したがって、東京湾の中の二キロほどの間は、長い間の人口の増加によりまして、すべて沈んで物によつてへドロ地帯ができたのであります。このへドロ地帯といふものを征服するためには、簡単なことばで申しますれば、われわれの庭にあるごみを掘って埋めて、上に土をかぶせるということと同じように、いい砂をまじえてへドロと一緒に埋め立てをしてへドロ地帯を片づけてしまふということが一番大事なことだと思ひます。しかるに、埋め立てをささいな汚物であると言っているのは、私は近來の学者といふものを全然信用することができない。学者の説によれば、油なんといふものはもうなくなつちまう。油なんです。ところが、われわれは海底油田を開発することに成功した。そのことによつて、まだ油は何百年もあるといふ以上も続かぬわからぬといふようなことになつておりました。デスクベーパーの上でなり上がった議論ばかりテレビ、ラジオはじめみんなが傾聴しておつて、真剣に水質を検査したり、真剣にものをやつてきた人間のことばはいま通用しない時代であるといふのであります。まことに遺憾なことであると私は思ひます。

め立てにつき水質の研究をいろいろいたしました。その水質の研究の結果どういふことを発見したかと申しますと、自然の川で流れている間は非常に汚物といへども沈んで少ないのですが、一たび海水につきかると、金属性もろとも分解いたしまして、直ちに沈んでを始める。したがって、東京湾の中の二キロほどの間は、長い間の人口の増加によりまして、すべて沈んで物によつてへドロ地帯ができたのであります。このへドロ地帯といふものを征服するためには、簡単なことばで申しますれば、われわれの庭にあるごみを掘って埋めて、上に土をかぶせるということと同じように、いい砂をまじえてへドロと一緒に埋め立てをしてへドロ地帯を片づけてしまふということが一番大事なことだと思ひます。しかるに、埋め立てをささいな汚物であると言っているのは、私は近來の学者といふものを全然信用することができない。学者の説によれば、油なんといふものはもうなくなつちまう。油なんです。ところが、われわれは海底油田を開発することに成功した。そのことによつて、まだ油は何百年もあるといふ以上も続かぬわからぬといふようなことになつておりました。デスクベーパーの上でなり上がった議論ばかりテレビ、ラジオはじめみんなが傾聴しておつて、真剣に水質を検査したり、真剣にものをやつてきた人間のことばはいま通用しない時代であるといふのであります。まことに遺憾なことであると私は思ひます。

め立てにつき水質の研究をいろいろいたしました。その水質の研究の結果どういふことを発見したかと申しますと、自然の川で流れている間は非常に汚物といへども沈んで少ないのですが、一たび海水につきかると、金属性もろとも分解いたしまして、直ちに沈んでを始める。したがって、東京湾の中の二キロほどの間は、長い間の人口の増加によりまして、すべて沈んで物によつてへドロ地帯ができたのであります。このへドロ地帯といふものを征服するためには、簡単なことばで申しますれば、われわれの庭にあるごみを掘って埋めて、上に土をかぶせるということと同じように、いい砂をまじえてへドロと一緒に埋め立てをしてへドロ地帯を片づけてしまふということが一番大事なことだと思ひます。しかるに、埋め立てをささいな汚物であると言っているのは、私は近來の学者といふものを全然信用することができない。学者の説によれば、油なんといふものはもうなくなつちまう。油なんです。ところが、われわれは海底油田を開発することに成功した。そのことによつて、まだ油は何百年もあるといふ以上も続かぬわからぬといふようなことになつておりました。デスクベーパーの上でなり上がった議論ばかりテレビ、ラジオはじめみんなが傾聴しておつて、真剣に水質を検査したり、真剣にものをやつてきた人間のことばはいま通用しない時代であるといふのであります。まことに遺憾なことであると私は思ひます。

め立てにつき水質の研究をいろいろいたしました。その水質の研究の結果どういふことを発見したかと申しますと、自然の川で流れている間は非常に汚物といへども沈んで少ないのですが、一たび海水につきかると、金属性もろとも分解いたしまして、直ちに沈んでを始める。したがって、東京湾の中の二キロほどの間は、長い間の人口の増加によりまして、すべて沈んで物によつてへドロ地帯ができたのであります。このへドロ地帯といふものを征服するためには、簡単なことばで申しますれば、われわれの庭にあるごみを掘って埋めて、上に土をかぶせるということと同じように、いい砂をまじえてへドロと一緒に埋め立てをしてへドロ地帯を片づけてしまふということが一番大事なことだと思ひます。しかるに、埋め立てをささいな汚物であると言っているのは、私は近來の学者といふものを全然信用することができない。学者の説によれば、油なんといふものはもうなくなつちまう。油なんです。ところが、われわれは海底油田を開発することに成功した。そのことによつて、まだ油は何百年もあるといふ以上も続かぬわからぬといふようなことになつておりました。デスクベーパーの上でなり上がった議論ばかりテレビ、ラジオはじめみんなが傾聴しておつて、真剣に水質を検査したり、真剣にものをやつてきた人間のことばはいま通用しない時代であるといふのであります。まことに遺憾なことであると私は思ひます。

め立てにつき水質の研究をいろいろいたしました。その水質の研究の結果どういふことを発見したかと申しますと、自然の川で流れている間は非常に汚物といへども沈んで少ないのですが、一たび海水につきかると、金属性もろとも分解いたしまして、直ちに沈んでを始める。したがって、東京湾の中の二キロほどの間は、長い間の人口の増加によりまして、すべて沈んで物によつてへドロ地帯ができたのであります。このへドロ地帯といふものを征服するためには、簡単なことばで申しますれば、われわれの庭にあるごみを掘って埋めて、上に土をかぶせるということと同じように、いい砂をまじえてへドロと一緒に埋め立てをしてへドロ地帯を片づけてしまふということが一番大事なことだと思ひます。しかるに、埋め立てをささいな汚物であると言っているのは、私は近來の学者といふものを全然信用することができない。学者の説によれば、油なんといふものはもうなくなつちまう。油なんです。ところが、われわれは海底油田を開発することに成功した。そのことによつて、まだ油は何百年もあるといふ以上も続かぬわからぬといふようなことになつておりました。デスクベーパーの上でなり上がった議論ばかりテレビ、ラジオはじめみんなが傾聴しておつて、真剣に水質を検査したり、真剣にものをやつてきた人間のことばはいま通用しない時代であるといふのであります。まことに遺憾なことであると私は思ひます。

きに初めて一千万坪の埋め立てをやつて、ここに工業誘致をして泉のこういふピンチを切り抜けようというのが当時の実情でございました。ちょうどそのころ、もう御承知と思いますが、ちょうど終戦によりまして非常に荒廃した日本国の第一次と申しますか、いわゆる第一期の経済復興がようやく終わりましたのが昭和三十年前後だったと思ひます。このときは国におきましてもやはり非常に問題がございまして、経済の自立とかあるいは完全雇用というものを目標といたしまして、経済自立五カ年計画が鳩山内閣時代に発表されております。自來、新長期経済計画とか、あるいは国民所得増進計画等々、いろいろなそういう計画が出てまいりました。昭和四十五年の新経済社会発展計画まで、その時代時代の変化に応じていろいろな計画が発表されております。こういう国の大きな計画に基づきまして、県自体といたしましてその時代時代の要請に応じましていろいろな計画が策定されております。

昭和三十一年に、いよいよ千葉県といたしましても本格的に総合開発計画をつくるために、千葉県長期計画というものを策定いたしました。このころの一番の県政の問題でございましたは県民所得の向上とか、あるいは産業間、地域間の格差の是正あるいは社会福祉の拡充というものを柱といたしました。昭和六十年代におきます千葉県の理想的なあるべき姿というものを先予想したわけでございます。こういう長期計画におきまして埋め立て計画も一千万二千四百ヘクタール、約三千万坪というものが一応具体化されました。そしてこの長期計画をもとに昭和三十九年に第一次の千葉県総合開発五カ年計画が策定されたわけでございます。もうこの当時すでに臨海開発といえども将来——三十年の前半にやつてまいりましたように、重化学工業開発オンリーではなくて、やはり地域の特性によりまして、港湾、軽工業あるいは住宅、公園というようなものを、開発を多角的にやつていこうという方向が一部ではございますが思想として取り入れられております。

その後、県といたしまして昭和四十二年に第二次五カ年計画をつくりまして、昭和四十四年に千葉県の新長期計画を策定したわけでございます。この四十四年はちょうど五月三十日に国におきまして新全国総合開発計画が発表された年でございまして、この新長期計画に基づきまして第三次五カ年計画——これは昭和四十五年から四十九年まででございます。これを策定いたしました。ちょうどその前後におきまして、いわゆる地域格差とかあるいは産業構造のアンバランスあるいは公害問題、交通問題、また住宅不足、生活環境の悪化といういろいろな客観情勢がもたらされてまいりました。こういう情勢に対処するために、開発の方向も局地的じゃなくて、地域的に拡充するということ、量よりも質の充実を、多様な化を求めようということで、この当時、臨海部の埋め立て計画につきましては、一応、面積的にはその目標を一万五千ヘクタールというふうに立ててはおりましたけれども、その利用方法のパターンを、従来の工業中心からむしろ港湾とか住宅、業務、道路、緑地あるいは公園、再開発用地というものへと大きくその利用パターンを転換いたしておる次第でございます。

このようにいたしましたして、いろいろ御批判ございますが、千葉県はここ十数年非常に目ざましい発展を続けておりまして、県民の生活も非常に上昇いたしております。かなり豊かになってまいっております。しかし一方におきましては、御案内のとおり、急激な千葉県への流入人口の増加が中心となりまして非常に変化が急激であるために、水資源の逼迫とか、あるいは交通混雑、あるいは生活環境施設の不足、また公害問題、さらに現在一番頭の痛い多様な都市問題等、いろいろな問題を提起いたしております。そしてまた、これは県民と申しますか、国民全般の欲求でございまして、それぞれの人の人生観というふうなものも変化を見せ始めております。いままでの物質的な豊かさを求めるよりも、人間らしいゆとりのある生活、あるいは自然へのあこがれというふう

なものがそのおもなもので、そういう表現であらわれております。こういう背景をもとにいたしまして、千葉県では、さきに申し上げました第三次五カ年計画は、当時「量的発展より質的充実」ということをキャッチフレーズにしたわけでございますが、これをさらに内容的に掘り下げまして「環境の保全と暮らしの向上」ということを最大の理念といたしまして、より豊かな自然と、それぞれ地域地域の特性を生かしました開発を進めまして、県民生活をより豊かにしていきたいということ、第三次五カ年計画を三年で打ち切りまして、第四次総合五カ年計画が本年の六月に発表されております。この新しい理念に基づきます第四次五カ年計画の方針にのっとりまして、第三次五カ年計画の、先ほど申しました一万五千ヘクタールのいわゆる埋め立ての構想もさらに再検討いたしました。その規模を、わずかではございませんが、一万三千余に縮小いたしました。現在すでに着手いたしております。あるいは計画で、将来にかけまして大体五つの大きな点を考えておるわけでございます。

現在、東京都に近い浦安地区でございまして、これは住宅地と倉庫をはじめといたしまして流通機能用地あるいは都市再開発用地、それから市川でございまして、これは同じように住宅地、再開発用地、緑地のほかに、いろいろ問題がございまして野鳥保護のために一大人工干がたをつくるというふうな決意も固めておる次第でございます。船橋、習志野、市川にまたがります千葉地区は、これは東京湾内部におきます流通港湾といたしまして京葉港の建設に関係いたしました。現在、港湾とか、海岸道路あるいは京葉線というふうな交通機能を一体といたしました流通業務地区として着々整備中でございます。さらに長期的には、本県臨海部におきます一大流通基地として完成させたい、緑地とか再開発用地もここに確保すること、海浜ニュータウンとして宣伝されております千葉西部地区でございまして、これも現在ニュータウン

造成用地といたしましたして着手いたしております。今後新たに埋め立てに着手する予定でございます。今後新たな埋め立てにつきましては、住宅問題の不足もさることながら、先ほど申しましたように、非常に急激な人口増加によりまして水資源の逼迫その他もろもろの客観情勢に対応いたしまして、なお首都圏整備委員会の御方針にものっとりまして、これを一部オフィスセンターといたしまして、新都心的な業務用地といたしたいというふうなことで現在検討中でございます。と同時に、ここには一大海浜公園をつくるというふうな計画も考えておる次第でございます。なお富津につきましては、いろいろの御批判を受けておりますが、当初ここには新全線によりましていわゆる臨海装置型の産業誘致の予定でございまして、こういう情勢に合わせまして、予定しておりました石油コンビナートの立地は全面的にこれを中止いたしました。使おうといたしませんならば、良質燃料の供給基地とか、あるいは鉄鋼、アルミ等の二次加工、建材、プレハブ等の住宅産業及び流通基地としての整備をはかるような考えで検討している次第でございます。

このようにいたしましたして、現在千葉県の埋め立ては、その時代時代の要請に際しまして総合的なマスタープランを十分練りまして、もちろん公害問題、環境保全等につきましては十分な意を用いながら、特に四十年後半になりましたは、予定されました工業用地も、その立地につきましては無公害工場を原則といたしまして、この選定に非常な苦心をいたして、あらゆる角度からこれを検討いたしましたして立地をさしている次第でございます。小川参考人からも御発言のございましたように、最近、埋め立てイコール公害発生の原因というふうな意見もあるようでございます。私、八年有余、千葉県の全般的な開発に直接関係した体験からいたしますと、現在、環境整備の最大の事業といわれております下水道の大きな処理場が、現在の既成市街地とかあるいはその周辺ではほとんど適望的というほど用地の取得は困難でございます。

す。そのほか、公園、道路あるいは緑地等につきましても、なかなか現在の既成市街地に求めることは至難なわざでございます。こういう状況と、また同時に、公害源といわれておりますが、中小工場等におきましては、住宅密集地の中にあるために騒音その他で非常に苦情を受けている工場がございます。これを、住宅地を遠く離れた埋め立て地等に集団的に移転いたしました。この環境整備をすることによって、これは完全に無公害工場になるというよりな事例もたくさんあるわけでございます。こうした目的のために、この公有水面の埋め立ての利用を新しい発想から考えたいと思います。別の観点からいいますと、この埋め立て地の利用方法によりましては、これ自体が自然保護に通じ、環境整備の目的に沿うものでないかと私は考えております。

以上述べました観点からいたしまして、今回、公有水面埋立法一部改正が議題になっておりますが、国土利用を合理的に考えまして、なおかつ、計画にあたりましては、環境保全とか災害防止に十分配慮をいたしまして、なお、公共施設の配置、規模等適正であるものに限定いたしました。免許基準を明確化したしておるようでございます。その他、新しい時代に適応した諸般の改正をするということでございます。時宜を得たものであると考えております。

以上私の所見を終わります。御清聴ありがとうございます。ありがとうございました。(拍手)

○委員長(野々山一三君) ありがとうございます。

次に、仁藤参考人にお願いたします。
○参考人(仁藤一君) おくれましたたいへん申しわけございませんでした。私は日本弁護士連合会の公害対策委員会の副委員長をいたしておりますが、この公有水面埋立法の一部を改正する法律案に對しましては、先ごろ日本弁護士連合会の名前で意見書をつくりまして各関係先にも御送付申し上げておりますので、日本弁護士連合会の意見はそれをお読み願いたいと思っております。

その意見に従いまして、今度の法律案に對する、主として法律上の問題点につきまして意見を申し上げたいと存じます。

まず、私どもの基本的な考え方といたしましては、公有水面埋立法は、埋め立てを規制するといふ見地から根本的な改正が行なわれるべきであつて、一部改正といったような改正で済まされる問題ではないというふうに考えておるわけでございます。その理由は三つほどございまして、

その第一は、現在の公有水面埋立法は大正十年に法律第五十七号として制定されたものであります。その目的は、いわゆる公共目的からの制限というものは設けてはおりませんが、その基本的な性格といたしましては、既存の権利の存在による埋め立ての障害を除去いたしまして、埋め立て地の増大の必要性にたえらるるということにあつたわけでありまして、その後、国土の狭小に由来する用地難の解決の有力な方法といたしまして、海面埋め立てによる土地の造成の必要性が飛躍的に増大するに従いまして、その立法目的に沿う数々の改正が行なわれて今日に至つております。そしてこの法律によつて埋め立てられた土地は広大な面積のほつておられます。政府の計画によれば、その傾向も今後一段と強化されようとしておるかのようによつておられます。しかし他方、最近では、埋め立て及び埋め立て地の利用による公害の発生、増加が深刻な公害を各地に引き起こし重大な社会問題となつておられます。これは、あえて四日市市の例やあるいは徳山湾の例をあげてもなく、だれの目にも明らかであるところでありまして、今日、全国各地に埋め立て及び埋め立て地の利用に關して地域住民の強い反対運動が展開されておることも御存じのとおりでございます。また海岸、河川などの埋め立てによつて貴重な自然が失われ、これによる潮流、気象条件の変化などの生態系に及ぼす影響の深刻さが生態学者によつて強く叫ばれておられて、今後、従来のような安易な埋め立てが流行されるならば、われわれの生活環境に及ぼす弊害というものははかり知れないものがあるかと考えられます。こういうような見地から、現在の公有水面埋立法は公害発生の大

きな原因を除去するといふ観点から根本的な改正を加えられるべきであるというふうに考えます。それが第一点でございます。

第二点は、工業用地の造成というものは本来これを欲する企業者がみずからその費用で用地の造成を行なつて、政府あるいは自治体は住民福祉の観点からこれを規制し監視していくというのがその役割であるかと思つておられます。しかるに現在までの公有水面埋め立ての現況は、その大部分が地方自治体または政府の手によつて率先して先行投資として行なわれておられて、いわゆる事業主体が政府もしくは地方自治体というものになつておるわけでございます。これでは、いわゆる住民福祉の観点からの規制ということを求めるとは非常に困難であろうかというふうに考えます。この点につきましては、埋め立ての免許に關する法構造と關連いたしまして後にまた申し上げたいと思つておられます。

それから第三点といたしましては、この公有水面埋立法は大正十年に制定された法律でありまして、戦後の憲法あるいは行政法規の変遷やその後の学問の発展などを十分に吸収しておらないといふ意味でたいへん不備な法律であるというふうに考えられます。

以上の三点が、私どもが公有水面埋立法の抜本的な改正といふことを叫ぶ理由でございます。したがつて、私どももいたしましてはこれらの不備を補つて、いま申し上げました観点から根本的な法律改正が至急に行なわれることを強く要望するものであります。この点に對しての意見は後日に譲ることにとりまして、とりあえず今回の改正案に對して最小限度修正を必要とする点と考へられる諸点について、以下、意見を述べることといたしたいと思います。

まず、今次の改正案につきましては、埋め立てに關する利害關係上の地位を有する者あるいは権利者と呼ばれる者の保護の態様がきわめて不十分

であるということが指摘できようかと思つておられます。いま申し上げましたような公有水面埋め立ての環境に及ぼす影響という点が重視せられた結果、今次の改正案に免許に對しての要件としてそれらの要件が加えられたことは、私どもとしては一つの進歩として歓迎するところでありまして、しかしながら、そういう要件が加わつたといふだけで、それらを実質的に担保すべき手続規定というものがはなはだ不備であるといふことを指摘せざるを得ないと思つておられます。

その第一点として、まず利害關係人に今次の改正案では意見書提出の機会が与えられておることになつておられます。その意見書の提出に對しては、その意見書の取り扱ひについて法律は何ら規定するところはないと思つておられます。従来はしばしば用いられてきたきわめて実効性の乏しい手段を用意したにすぎません。意見書の取り扱ひに關する規定が設けられておられませんか、意見書の採否はもっぱら知事の裁量にまかされておるわけでありまして、しかし、この公有水面の埋め立てという行為の法律上の性格といたしましては、いわゆる埋め立て免許は国民の共有財産を一般に廉価で永久に特定する私人の所有にすることを認める行政処分でありまして、今日、海面特に沿岸はたいへん限られておること、あるいは一たん埋め立てると回復し得ない性質を有するものであるといふような諸点を考え合せますと、この免許にあつては、当該水面に権利を有する者もあつて、事實上の利害關係ある者の利害を慎重に考慮し、これらの者に十分免許の許否につき意見を述べることがだけでは手続的にきわめて不備であるといふふうに考へられるわけでありまして、少なくとも、いま申し上げましたような法の性格に照らして、行政不服審査法に準じて口頭審理主義が採用されるべきは当然であります。さらに公聴会の開催の義務づけ、あるいは実質的資料の公開閲覧などの規

定が準備されるべきであらうというふうに考えます。

次に、いわゆる免許の要件の存否それから利害関係人の意見の審理、それらについていわゆる知事らの意見書の審理とか、あるいは埋め立て計画の環境に対する影響を調査、審理するための独立した審議機関というものを用意してございませぬ。われわれは、こういういわゆる利害関係人の広い行政処分をなされるにあたりましては、それらの意見を十分に尊重するために、いわゆる免許権者とは独立した審議機関を設置いたしました。意見書の審理あるいは環境に対する影響調査あるいは公聴会の主宰等の権限を与えて、さらに、その構成には地域住民の代表あるいは最も利害関係の密接な漁民の代表等の参加を義務づけるべきであるというふうに考えるわけでございませぬ。

それから第三には、この改正案の第四条第一項第二号の改正によりまして、埋め立てが環境保全などにつき十分配慮せられたることが必要になるわけでありませぬけれども、そういう配慮がなされてないという点を主張する地域住民が、いわゆる利害関係人として免許につき取り消し訴訟を提起し得る原告適格を持つことができるかどうかという点については、この改正案でも依然として立法上の解決がなされておらないわけでありまして、今後の解釈もしくは判例にゆだねられておるところであります。現在の最高裁判所の判例からいたしますと、地域住民にそれらの原告適格を認めることはなほ困難であらうというふうに考えられますが、下級審判例の傾向をいたしましては、あるいはそれらの原告適格を認める余地も十分に残されているというふうには考へるのでありますけれども、これらの解釈上の疑義を払拭すべきであるというふうに考へるわけでありませぬ。

次に、いわゆる権利者の範囲及び権利保護の手續について今度の改正案は何らの改正を準備いたしておりませぬ。現在、公有水面埋立法によつて

その当該水面に権利を有する者とされておるものは、いろいろございませぬけれども、そのうちで一番問題なのは漁業権者でございませぬ。で、この漁業権者につきましても、当該埋め立ての水面に漁業権を有する者だけがその権利者とされておるわけでありませぬけれども、公有水面の埋め立てによりまして漁業権に非常に大きな影響を受ける範囲というものは当該公有水面だけに限るわけではございませぬので、一説によりまして、埋め立ての面積の約三倍の海面に影響があるというふうにもいわれておる。で、それらの者、あるいは自由漁業の対象である海面を汚染されたために損害をこうむる漁民、あるいは当該埋め立てによつて景観を失つて旅館営業等が事実上営み得なくなるような者、あるいはイワシ等の漁業が、漁業権が消滅することによりまして、それらの加工製造業ができないといったような者たち、こういう者につきましても従来権利者としては取り扱われておらないわけでありませぬけれども、しかしながら、従来の埋め立ての実例を見ますと、影響補償といたつたようなこと、あるいは見舞い金といったような名目で若干の補償が行なわれているという事例もあるようございませぬ。これらの点につきましては、従来の慣行等も十分考慮して法律の改正をはかるべきである、これらの権利者を保護するよう改正をはかるべきであるというふうに考へられます。

それから法律第四條一項二號、三號によりまして免許をなし得る場合、すなわち権利者の同意がない場合でも、二號、三號の要件がございませぬと埋め立ての免許を与えることができることになつておるわけでありませぬ、それらの者につきましても補償についてだけ意見書提出の機会を与えておりました。埋め立て免許について何らの法律上の救済手続を与えておりませぬ。このことは、さきに松山地方裁判所の昭和四十三年七月二十三日の判決で憲法三十一條に違反する疑いがあるというふうな指摘され、多くの学者もこれに賛成をいたしている点でございまして、今度の改正法は現行法

をそのまま踏襲して何らの改正をこの点についてはも意図していないというところは、きわめて不当であらうというふうに考へられるのであります。少くとも告知あるいは聴聞の制度を設けるなど、土地収用法に準じた取り扱いがぜひ考へざるべきであるというふうに考へられます。

時間がなくなりましたので、以下はしよつて申し上げますが、この今度の改正案におきましては埋め立て規制の機能が制度的に保障されておらないということが次に言えようかと思ひます。まず埋め立てにつきましてもその大部分が港湾管理者、すなわちその大部分が知事でございますが、その港湾管理者による埋め立て造成というものがわが国の公有水面埋め立ての大部分の事例でございませぬが、その免許権者が知事である、しかも補償について協議がととのわぬ場合の裁定権者も知事である。こういういわゆる事業主体と免許権者と補償の裁定権者が事実上同一人格のもとに行なわれておるといふことは、埋め立て規制という観点からの制度的な保障というものが十分に行なわれるだらうというのを期待することはたいへんむずかしいというふうに考へます。

次に、免許の要件につきましても、もう少しきめこまかな改正案が用意されるべきではないかというふうに思ひます。その一例を申し上げますと、埋め立てについての影響については免許の要件に加つたのでありますけれども、埋め立てのみでなく埋め立ての工法及び利用についても、あらかじめ免許の要件の中に加えるべきであるというふうに思ひます。漁業資源の保護の観点、あるいはこれは自然環境上の影響という点に入るかもしれませんが、自然景観の保全という点もいわゆる免許要件の中に加えるべきではないかというふうに思ひます。特にこの漁業資源の保護の観点には、今日、国民の重要なたん白源をなしております漁業、特に沿岸漁業の魚が汚染されて非常に大問題になつておる今日におきましては、かかる観点から十分な配慮が加えられるということがぜひ免許

の要件として必要ではないかというふうに考へる次第であります。

いろいろ申し上げたい点もありますが、時間が参りましたので、一応この程度にさせていただきますと思ひます。御清聴を感謝いたします。

○委員長(野々山一三君) 次に、半澤参考人をお願いいたします。

○参考人(半澤三君) 私、川崎市港湾局長半澤督三でございます。昭和二十六年港湾法が制定されて以来、私どもが港湾区域内におきます公有水面埋立法の免許事務を取り扱っておりますことから、現在審議されております公有水面埋立法の一部を改正する法律案に關しまして意見を述べさせていただきます。

まず川崎市の現在までの埋め立て経過を簡単に紹介させていただきますと、古くは明治時代からすでに埋め立てが実施されておつたわけでございます。すなわち、これを面積別に見ますと、明治時代には約二万五千平方メートル、大正時代に百五十八万三千平方メートル、昭和に入りまして、すでに竣工したものが一千七百四十六平方メートル及び現在造成中の埋め立てが七百七十七平方メートルに及んでおります。事直に申し上げますと、確かに戦前及び戦後、昭和三十年の時代までは、現在、社会的な問題となつておりますところの環境保全といった公害に対する配慮が十分でなかつたとは十分に考へられますが、われわれ地方公共団体などにおきましては、埋め立てを計画し免許を受けまして、ここに工業地帯を造成し地方公共団体の繁栄をはかつていたことは事実だらうと考へられる次第でございませぬ。また、これは私どもだけの問題ではなくて、全国地方公共団体の共通した考へ方であらうと推測いたしております。しかしながら、近年に至りまして、過去の埋め立てで造成された土地からの環境破壊が大きくクローズアップされるようになって、特に臨海工業地帯から生ずる廃棄物等の処理が不完全であつたことから、住民に対する影響が大き

く、このよりの社会的な問題にまで発展した原因

であろうと思われるのであります。そこで、今後
の公有水面の埋め立てを実施するにつきますし
は、あらゆる角度から検討を加えなければなら
ないと思ひます。いやしくも、この埋め立てが社会
環境を悪化するようなことがあってはならないの
でございます。

現在、私も川崎市で免許いたしてあります
埋め立てに關しまして若干述べさせていただきます
と、まず第一に、埋め立ての免許の基準につ
いてでございますが、前に申し上げたとおり、この
埋め立てが環境の破壊を伴うものであつてはなら
ないという条件、この判定はおのずからその埋め
立ての用途から決定されるものでございまして、
これを掘り下げて検討しなければならぬと存じ
ます。ここでちよつと御紹介させていただきます
と、最近、昭和四十六年に私も免許を与えま
した鉄鋼業の埋め立て地造成でございますが、当
該企業が鉄鋼製造業でございますことから環境の
悪化が十分予想されますので、関係地方公共団体
であるところの神奈川県、横浜市及び川崎市で埋
立対策協議会を発足させました。そして種々の角
度から慎重に検討を行ないまして、特に公害防止
に關する問題につきましてはきびしい態度で臨
み、また技術上不可能であるときはいわれまし
た公害防除施設等を、両市において要請をいたし
ました。これを受けまして、企業においては風洞
実験その他を行ないまして、そのとおり受け入れ
ることになったのでございます。

これをまた確約するために県と両市と企業間で
公害防止に關する協定を結んでおります。内容と
いたしましては、地域住民の健康を守ること、そ
れから環境保全をはかることなどを骨子とし、お
もな項目については、いまこれから申し上げると
おりでございますが、第一番目に、公害防止の理
念をいたしまして、県、両市及び企業は、公害に
よる環境破壊の進行が人類に危機をもたらすつ
あることを認識し、企業の生産活動によつて発生
する公害防止については、企業が重大な社会的責
任を有するものであり、また地方公共団体は、こ

れらの公害防除について住民保護の重い責務を持
つものであることをそれぞれ認識し、公害の予防
及び排除について最善の努力を行なうことを約
す。二つ目に、公害防止対策として、企業は、公
害防止の研究及び改善について不断の努力を傾け
るものとし、また公害防止に關する技術の向上、
燃料条件の改善等があった場合は、他の企業に先
がけてその導入に努力するものとする。三つ目
に、対策の実施としまして、次に掲げる事項を実
施しようとするときは、あらかじめ県、両市に協
議し実施するものとする。としまして、公害に關連
する生産設備、公害防止設備の新設またはこれら
の設備に変更を加えようとするものでございま
す。

一方、既存の工場の問題といたしましては、公
害防止対策を策定させまして、大気汚染、粉じ
ん、水質汚濁、騒音、悪臭、産業廃棄物、防災及
び緑化の各項目について具体的に実施するよう指
示してあります。

これとまた並行いたしまして、川崎市におきま
しては現在、公共団地の造成を主体といたしまし
たシビル・ポート・アイランド、いわゆる市民の
ための港の建設を実施しております。この計画
は、川崎港が七〇年代からさらに二十一世紀へ向
かつて飛躍的な発展を遂げるための、市民の手に
よつて住みよい川崎市にするための施設と国際貿
易港を建設しようとするものでございます。また
同時に、過密化しておりますところの市街地の土
地利用を有効にするための再開発用地を確保し、
市内の住工混在の公害工場などの移転を容易に
できるように配慮いたしております。この移転によ
りまして、住工ともに調和のとれた都市計画がは
かられて、快適な居住地が再編できると思ひいた
しております。また、埋め立て計画の一環といた
しまして、市民のいこの場を確保し、青空と緑
を楽しむリゾートパーク——海浜公園でございま
すが、それをつくり、同時に、近代港灣にふさわ
しい貿易センター、海洋博物館などを設けまし
て、従来の港の形態を一変しましたユニークな川

崎港を誕生させようというものでございます。
次に、権利者に対する配慮でございますが、こ
の問題もたいへん重要な問題でございます。埋
め立ての同意を得るにあたりましては、従来、幾
たびとなく慎重に、徹夜までして交渉を行ないま
して解決した経過がございます。特に漁業者の転
業対策につきましては、真剣に検討した結果、現
在は、権利の対象でありましたところの川崎漁業
協同組合の組合員全員が一つの事業を団体で経営
することに組み直しまして、順調に事業を運営い
たしてあります。

このように、公有水面埋め立てに關する事務を
直接担当しております私も私どもいたしましては、
埋め立ての免許が社会的に及ぼす影響を慎重に考
慮しながら、これに対処するための対策を講じる
とともに、ひいては地域社会の発展をはかるべく
今後とも鋭意努力してまいり所存でございます。
簡単でございますが、以上で終わらせていただ
きます。御清聴どうもありがとうございました。
(拍手)

○委員長(野々山一三君) どうもありがとうございました。
以上をもちまして参考人の方々の御意見の開陳
を終了いたします。
それでは、これより参考人の方々に對する質疑
に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○竹内藤男君 川崎市の港灣局長の半澤さんに
一、二お尋ねしたいと思ひます。

川崎の埋め立てにつきましては、いま御説明ご
さいましたが、一つは、扇島地区に日本鋼管の移
転をやつてゐる。これはなるほど市長さんがたい
へん苦勞されました。公害の除去については地元
と工場と詳細な協定を結ばれて移転をされたわけ
ですけれども、川崎というのは、私横浜に住んで
おりますから、あそこを毎日高速道路で通るわけ
です。東京以上に公害のひどいところですか。ばい
煙も上がつております。そういうところで、しか
も首都圏の既成市街地になっていて、人口の分

散、抑制をはからなきゃいかぬというところで、
たとえ再配置的な、再開発的な意味であろうと
も、あそこに、埋め立て地に日本鋼管を入れたと
いうことは、いまのお考えから言ひて全く誤り
はないか、工場を置いておくというところ、これは
財源問題で、工場があれば川崎市の財政は潤うわ
けでしょうから、その財源問題に主体を置きまし
て、そうして市内から工場移転するということ
を、市外に移すということは何カサボつてゐるん
じゃないかという感じがするわけですか。ま
たさらに、いまのお話によりますと、これは千葉
県も同じでございますけれども、再開発用地とい
うものを取る、市内の工場をそこに集中的に移
転する、残ったあと地は公園緑地等に使用され、
このこと自体は私はいへんけつこうだと思ひま
すが、むしろ工場の移転そのものは川崎市外に移
転するということをもっと積極的にお考えになる
べきではないか。工場の移転には、それはなるほど
いろいろな問題があると思ひます。たとえば、その
つとめておられる方が共かせぎである場合とか、
あるいは下請の關係とか、あるいは商店街の關係
とか、私はこの移転が簡単にできるとは思ひませ
んけれども、工場の移転につきまして積極的な、
総合的な施策を市当局自身も考えていくべきでは
ないかというふうにも思ひます。その
点について半澤さんからひとつ明快なお話を聞き
たいということが一点でございます。

もう一つは、仁藤さんにお尋ねをいたします。
ただいま知事が埋め立て免許権者であつて、同
時に、埋め立ての事業者の多くは知事である、しか
も権限がいろいろ同一人格に集中してはおかし
いじゃないかというお話がございまして、私も、
いままでの埋め立てが県の財政に寄与するよう
な形で行なわれたということにつきまして反省をし
なきやならないと思つておるわけですが、しから
ば、先ほど参考人の来られる前に質問いたしましたわ
けですが、埋め立て自体には、水の問題とかある
いは交通の問題とか、県だけではどうにもなら
ない問題もございまして、そういうことも当然考
えていかなきゃならないとすれば、知事の権限を一定

の重要なものについては国に引き上げて国がやるべきようにするというふうにお考えになるかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○参考人(半澤三喜) お答え申し上げます。第一点の、市内から公害工場を他へ移したらどうかというお話でございますが、実はスクラップ・アンド・ビルド化するという京浜工業地帯長期展望研究会というものを、横浜、両方で持っておりまして、この第一のリブレースがこの日本鋼管になったわけでございますが、日本鋼管といたしましても、非常にあそこに立地することについては採算ベースに実は合わないことではあったわけでございます。いろいろほかへ移そうかという話もあったわけでございますが、何せ日本鋼管発祥の地が川崎でございます、したがって、もう二代、三代とわたってあそこに職員が住みついております。実は福山へもつくった例がございますが、福山へ職員をあちらに移動しようと思っても行かないといった前例もございまして、どうし

てもやはり発祥の地でもあり、涙をのんで、採算ベースに合わないかも知れないけれども、やはりあそこに新しい埋め立て地をつくり、そこにおいて公害防除施設をつくり、そして、こどもやらざるを得ないということにたいぶ鋼管首脳部も再三苦慮したような話も実は聞いております。そして、やむを得ずあそこにしたといったような考

え方でございまして。また本市の方針といたしまして、公害工場を他へ移転させようという気持ちには実は全然ございせん。いわゆる住工混在を除いて、いわゆる工場地帯あるいは住宅地帯を、たとえば産業道路に百メートルのグリーンベルトをつくりまして区別するなり、その他をしていこう。それでございせん、先ほど申し上げたように、やはり下請工場なりその他いろいろ川崎の住民、やはり川崎市内でないとそういった経営が成り立たないとか、いろいろそういった問題がございまして、他へ移るといふことはなかなかむずかしい。もちろん他に適地があるのは移つていく場合も実はございまして、人口もなかなかその点で足踏みしたときもございまして、いわゆる本市

の方針としましては、工場を住工混在から、工場専用なら専用地区へ集めようという方針でいっております。以上です。

○参考人(仁藤一彦) ただいまの御質問のうち、知事の権限を国に引き上げる考えがあるかという御質問であります。私はそういうふうには考えておりません。実を申し上げますと、現行法でも五十ヘクタールをこえる埋め立てに關しましては運輸大臣の許可を必要とすることになっておりまして、その意味で国のチェックは完全過ぎるほど完全であると言つてもよからうかというふうに思

います。私が申し上げましたのは、知事がその独自の権限に基づいて免許の要件を考える場合に、その要件が具備しているかどうかということについて公正な審議の機関を別に設けるべきである。特に補償の裁定権者につきましては知事の権限とすべきではなく、補償のための独立した裁定機関というものが必要であろう。それから免許をなすにあたって、いわゆる審議をすべき機関といたしましては、現在では港湾審議会というものがござ

いますけれども、港湾審議会はいわゆる港湾関係の事業者が、主として港湾の維持管理と申しますか、そういう観点から行なっているわけでありまして、それとは別の、いわゆる環境アセスメントという観点からの審議会がぜひ必要であろうというふうにお考えをしております。

○沢田政治君 まず最初に小川さんにお伺いしたいわけですが、小川さんの場合はまあ賛成という立場かと思つて、埋め立てで公害、公害、これは悪である、こういうふうには即断することはいかぬではないか、こうおっしゃられておりますが、私も私も葉っぱ一から、一寸たりといえども水面を埋めることは罪悪である、こういうふうには何となく片寄つた感覚を持つて

いるわけじゃない。要は、国民全体に対してメリットであつたかメリットのほうが多いかという判断の問題にかかつてくると思つて、それが国民全体のものであるならば、たとえばメリットが四であつてメリットが六であるならば、これ

は埋め立てもよしということもある場合はこれはなるかも知れません。そういう共通的な認識については、そう相違がないと思つて、しかし、今日までの起こつておる現況を見るならば、これは国民に全然還元しなかつたというわけじゃありませんが、ほとんど埋め立てられて企業行為をしておる。そして、まあ企業はもうかるかも知りませんが、大気汚染とか水質汚濁とかという、いまの社会問題を起しているところの問題があるわけだ。したがって小川さんの場合は、これからの埋め立てというものは、富の偏在も主張されましたが、土地を持たざる者に分けてやるんだと、一部の持つておる者はほとんどそれで拡大していくということではもう許されぬ存在だと、こういうことを示唆しておると思つて、私もそういう意味では賛成なわけだ。あなたの真意はもと別にあるかも知れませんが、私は、大工場の、公害をたれ流す工場をつくるために共有の財産である海を埋め立てるといふことについては、これはもういかぬと思つて、したがつて、もう今日まで日本も何千年もきておるわけですが、どだい一人の人間が三十五年も働いて土地を持たぬという時代は今日おいてなかつたです。おそろく世界にもないと思つて、これは異常な事態になつておると思つて、そういう意味で、環境も保全され、しかも、その造成された土地というものは、あなた原価といふことを主張しましたが、原価で、ない者に分かち与える、こういう考えですから、あなたの場合、非常に善政も施しておると思つて、大島を開発して、あの地下水のない大島に地下水を発見してやるとか、あなたも、ところどころでそういう善政もやつておる、なかなか高邁な精神を持つておると感心しておるわけですが、そういう意味でのあなたは賛成と、こういう意味に解釈していいのかわかですかね。私は、あなたもそういうことを言うだろつとは思わなかつたわけでありまして、そういう御意見を聞いて非常に参考になつて

しているわけでありましたが、そういうふうに解釈していいのかわかということだ。それは角坂さんの千葉県は、埋め立てということになると非常に全国でも実績のある県であります。そういう意味でメリット、デメリットは、なかなかそろばんではよくような価値観では出てこないと思つて、非常にデメリットも多いわけですね。人口がどんどん流入して、それが付帯して行政が追いつかぬ、学校とか道路とか水道とかですね。そういうものも出てきておると思つて、特に漁業補償ですね。これはある程度収益還元方式でやつたかどうか、これはその具体的な補償の手法までわかりませんが、私はこれは正確に調査しておるわけじゃありませんが、漁業補償を受けた方々、そのときはそれに相当するだろつというある観点からの補償をしたと思つて、その後の生活保障ということになりますと、その方が補償を受けたために従来以上の生活力がついておると、安定しておるというふうには私は聞いておらぬわけだ。そういうことで非常に困つておる人もあるし、身を持ちかずした人もあるし、そういうことを非常に巷間伝えられておるわけだ。そういう意味で、今後の保障は、あなたは年間百万円くらいの漁獲があつたから、まあ何年かということ、そういう金のみで補償するほうが、ほんとうに一番先住民である漁民というものの生活を金でかえることがいいの、他に安定した就職をつけさせるほうがいいの、千葉県全体としてのメリット、デメリット、そして今日の、金によつて補償して、それで、はいさよならという方法がいいのかどうかです。あなたの県の県民の、先住民の問題ですから、そういう方法がいいのかわか、御参考までにお聞きしたいと思います。

それから角坂さんには、これは角坂さんの千葉県は、埋め立てということになると非常に全国でも実績のある県であります。そういう意味でメリット、デメリットは、なかなかそろばんではよくような価値観では出てこないと思つて、非常にデメリットも多いわけですね。人口がどんどん流入して、それが付帯して行政が追いつかぬ、学校とか道路とか水道とかですね。そういうものも出てきておると思つて、特に漁業補償ですね。これはある程度収益還元方式でやつたかどうか、これはその具体的な補償の手法までわかりませんが、私はこれは正確に調査しておるわけじゃありませんが、漁業補償を受けた方々、そのときはそれに相当するだろつというある観点からの補償をしたと思つて、その後の生活保障ということになりますと、その方が補償を受けたために従来以上の生活力がついておると、安定しておるというふうには私は聞いておらぬわけだ。そういうことで非常に困つておる人もあるし、身を持ちかずした人もあるし、そういうことを非常に巷間伝えられておるわけだ。そういう意味で、今後の保障は、あなたは年間百万円くらいの漁獲があつたから、まあ何年かということ、そういう金のみで補償するほうが、ほんとうに一番先住民である漁民というものの生活を金でかえることがいいの、他に安定した就職をつけさせるほうがいいの、千葉県全体としてのメリット、デメリット、そして今日の、金によつて補償して、それで、はいさよならという方法がいいのかどうかです。あなたの県の県民の、先住民の問題ですから、そういう方法がいいのかわか、御参考までにお聞きしたいと思います。

それから仁藤さんにお伺いして、まあ仁藤さんとは私もどだい大体同じ見解でありますので、あまり聞くことはありません。が、ただ、いま同僚議員の方から、認可自治体と、これ施行自治体ですか、こういうものと同じじゃ、これ何にもきき目がないじゃないか、国にその何といひますか

していいのかわかということだ。それは角坂さんの千葉県は、埋め立てということになると非常に全国でも実績のある県であります。そういう意味でメリット、デメリットは、なかなかそろばんではよくような価値観では出てこないと思つて、非常にデメリットも多いわけですね。人口がどんどん流入して、それが付帯して行政が追いつかぬ、学校とか道路とか水道とかですね。そういうものも出てきておると思つて、特に漁業補償ですね。これはある程度収益還元方式でやつたかどうか、これはその具体的な補償の手法までわかりませんが、私はこれは正確に調査しておるわけじゃありませんが、漁業補償を受けた方々、そのときはそれに相当するだろつというある観点からの補償をしたと思つて、その後の生活保障ということになりますと、その方が補償を受けたために従来以上の生活力がついておると、安定しておるというふうには私は聞いておらぬわけだ。そういうことで非常に困つておる人もあるし、身を持ちかずした人もあるし、そういうことを非常に巷間伝えられておるわけだ。そういう意味で、今後の保障は、あなたは年間百万円くらいの漁獲があつたから、まあ何年かということ、そういう金のみで補償するほうが、ほんとうに一番先住民である漁民というものの生活を金でかえることがいいの、他に安定した就職をつけさせるほうがいいの、千葉県全体としてのメリット、デメリット、そして今日の、金によつて補償して、それで、はいさよならという方法がいいのかどうかです。あなたの県の県民の、先住民の問題ですから、そういう方法がいいのかわか、御参考までにお聞きしたいと思います。

していいのかわかということだ。それは角坂さんの千葉県は、埋め立てということになると非常に全国でも実績のある県であります。そういう意味でメリット、デメリットは、なかなかそろばんではよくような価値観では出てこないと思つて、非常にデメリットも多いわけですね。人口がどんどん流入して、それが付帯して行政が追いつかぬ、学校とか道路とか水道とかですね。そういうものも出てきておると思つて、特に漁業補償ですね。これはある程度収益還元方式でやつたかどうか、これはその具体的な補償の手法までわかりませんが、私はこれは正確に調査しておるわけじゃありませんが、漁業補償を受けた方々、そのときはそれに相当するだろつというある観点からの補償をしたと思つて、その後の生活保障ということになりますと、その方が補償を受けたために従来以上の生活力がついておると、安定しておるというふうには私は聞いておらぬわけだ。そういうことで非常に困つておる人もあるし、身を持ちかずした人もあるし、そういうことを非常に巷間伝えられておるわけだ。そういう意味で、今後の保障は、あなたは年間百万円くらいの漁獲があつたから、まあ何年かということ、そういう金のみで補償するほうが、ほんとうに一番先住民である漁民というものの生活を金でかえることがいいの、他に安定した就職をつけさせるほうがいいの、千葉県全体としてのメリット、デメリット、そして今日の、金によつて補償して、それで、はいさよならという方法がいいのかどうかです。あなたの県の県民の、先住民の問題ですから、そういう方法がいいのかわか、御参考までにお聞きしたいと思います。

年まででございますが、約八千数百名の転業の希望者に対して現在約八割程度のごあつせんをいたしております、まだ転業されない方もございますが、本年になりましては四つの漁業組合の補償交渉をいたしましたけれども、その席で知事も私も、とにかくこの金はひとつ使わないでおいてくれと、ひとつ共同で事業するなり、あるいは別の意味の生活再建で使ってくれということ、これだけを実はお願い申し上げて、最近になりましては、そういう意味で漁業組合長が中心になりました、お互いに相寄りまして、その資金を集めまして、相当大きな事業会社を経営して成功している例もたくさんございます。そういう意味におきまして、全部が全部、従来の埋め立てによりまして漁業補償者が一〇〇多いということは私は決して申し上げませんが、非常にいい人もおりますし、一部にはそういう悲惨な人もおるといふことも事実でございます。今後につきましては、もうほとんど漁業補償も終わりました、残るのは数組合でございますが、最近におきましてはそういうこともございまして、県も必死になりました、あるいは関係市町村、漁業組合と共同いたしました、むしろ現金補償はその資金といたしまして将来の生活再建に向けて極力指導いたしておる次第でございます。

以上お答えいたします。

○参考人(仁藤一君) 先ほどの沢田先生の御意見、私も全く同意見でございます。私も知事に認可権があることがよくないということをお申し上げているわけではございませんので、認可権は知事にあつてはどうかというふうに思っています。ただし、その認可に至るまでの適正な法定手続というものが法に定められておらないということが問題であるということをお申し上げているわけでございます。今日いわゆる大きな埋め立てにつきましては、地域住民の同意なくしては事実上不可能であるということ、これはもうわれわれの経験上も明らかでござりますが、現在におきましては、それらの地域住民の意見をくみ

上げる適正な手続というものがなないために、力関係の關係で、それが事実上、力關係で決定していったような事態が各所に見られます。これは私も法律家の立場からいたしますと、やはり困ることでありまして、それらを適正な手続でくみ上げていく、埋め立てによってデメリットを受ける地域住民の意見をどういふふうにしていくかというのを法律上明らかにしておく必要があるであろうということをお申し上げたいわけでございます。

○田中一君 角坂さんに伺いますが、私もいままで千葉県の埋め立てというのは非常に特異な契約によつて行なわれているというように聞いております。何年前になりましたか、朝日興業で住宅公団等々と関連があつて、当参議院におきましても、汚職があるのじゃなからうかというふうな問題が相当喧伝されました。また調査もいたしたことがございまして、そこで千葉が現在行なつておりますところの埋め立ての許可の要項としては、どういふ契約を結んでおるか、それをひとつ、ケース・バイ・ケースでいろいろなものがあると思つております。また最近、どつちみち許可権は知事か持っているにかかわらず、地元の市町村が埋め立てに対していろいろくちばしをいれているということも聞いております。その場合にも、いわゆる千葉方式と申しますか、おまえのほうで半分だけ市のほうへ寄付しろとか、何々を寄付しろとか、こういう条件でやつているのであります。その先べんをつけた千葉県の行き方をひとつ、もしも、ことばばかりじゃなくてその資料もお出し願えれば非常に幸いですと思うのです。お願いいたします。

○参考人(角坂仁志君) 実は差し上げる資料を持つてきておられますので、一応もしあれならばあとで差し上げたいと思つております。

お話をいたしましたように、千葉県は埋め立てにつきまして、いわゆる千葉方式といわれるものを実は採用してござりまして、実は三十年代の先ほど申しました五井地区につきましては予納分譲方式

でございまして、あらかじめ立地いたします企業を選定いたしましたして、事業費を積算いたしましたして、その面積に見合ふものをいわゆる企業者から工事の進捗に合わせまして予納していただくという方式で、市原地区はほとんどそれでやつたわけでございます。これにつきましていろいろ御批判もございまして、当時の千葉県といたしましては、先ほど申しましたように、一般、県の財政が極度に逼迫いたしております、なおかつ、いろいろな事情でそういう工業開発に踏み切つたということ、現場のない知恵をしぼりまして一つの新しい方式を生み出したわけでございます。その後、そういういわゆる工業立地というものをだんだんやめまして、いわゆる一般の多目的な利用にいたしますのが、一つの例が千葉の中央地区でございまして、これはそういうふうな大工場を誘致いたしませんで、非常に不特定多数に分譲せざるを得ない、そういう埋め立てでございまして、これがいわゆる出洲方式といわれます共同事業方式でございまして、いまにして思えば、これだけ県の財政が力があり、あるいは国の制度等におきましていろいろな起債等が十分でございますれば、これは当然原でやつたわけでございますけれども、やはり昭和三十八、九年でございまして、非常に県の財政もそこまで及ばない、と同時に、当時いたしましたしては、いま思えば、いわゆる事業に対するメリットは出ておられますけれども、四十年前後のいわゆるゆるなべ底の不景気の時分には、はたしてリスクがあるだろうという危機感が県の姿勢を支配しておつたわけでございます。そういう意味で、まさかの場合は県の危険を軽減しようという思想が動いていたことも事実でございます。そういう意味で、いわゆるゆるなべ底の事業費を県と民間デベロッパと申しますか、民間事業で出し合ひまして、最終的にでき上がった事業の収益をその比率で分けようという始めたのが出洲方式でございまして、これはいろいろ事業といたしましては一応もうほとんど完了いたしております、正直に申しまして、県も民間デベロッパも、いわ

ゆる普通にいわれず利潤をあげていることも事実でございます。その後、いまやっております京葉港といふものにつきまして、やはりこれもそういう大きな工場誘致はいたしませんので、いわゆる非常に多くの不特定多数に分譲いたしますので、これも出洲方式と同じような方向をとつておりますが、最近の資金事情等、あるいはいろいろ埋め立て行政の面からいまして、これをひとつ今後につきましては、県の資金が間に合ふならば、県独自でやつていくべきであらうかという意見も出ておりました、これは現在検討中でございます。大体あとは、一部につきましては、海浜ニュータウン等でございますが、これは全部先行投資を県がいたしました、で、き上がりましたときに個人の宅地分譲とかあるいは事務所分譲といふものをつけている三つの方法をとつておるわけでございます。

○田中一君 関連してもう一つ。そこで仁藤さんにちょっと伺いますが、いまのような行き方で、県はとにかく事業の許可権者です。これがたとえ三井不動産なら三井不動産に許可をする、この場合に、原価が幾らかかつたか、原価が三万円かかれば三万円を除いて、そのうちのと半分なら半分、三割なら三割の土地を売つて県のほうによこせと、こういう行き方でした。あるいは委任してやらすから、そつちにもう一べんその値段の差金、原価にプラスアルファの幾らかのものをもつて払い下げてやろう、住宅公団がその払い下げたものに対して、またそれを契約して買うという行き方を船橋だったかあの辺でやりましたね。そこで、いわゆる許可をする権限を持つている人が、平米でも坪でもどつちでもいいですが、二万円でもできたものが、で、き上がつてみたら八万円も十万円もするとなれば、おい、分け前少しよこせよと、行政官の知事あるいは国の権利を代行している知事かどちからか、ちよつと性格はわかりませんが、カスリを取るといふような印象を受けることがはたして正しい行政、正しい許可権者のあり方であらうかと、こ

直に申しまして、県も民間デベロッパも、いわゆる普通にいわれず利潤をあげていることも事実でございます。その後、いまやっております京葉港といふものにつきまして、やはりこれもそういう大きな工場誘致はいたしませんので、いわゆる非常に多くの不特定多数に分譲いたしますので、これも出洲方式と同じような方向をとつておりますが、最近の資金事情等、あるいはいろいろ埋め立て行政の面からいまして、これをひとつ今後につきましては、県の資金が間に合ふならば、県独自でやつていくべきであらうかという意見も出ておりました、これは現在検討中でございます。大体あとは、一部につきましては、海浜ニュータウン等でございますが、これは全部先行投資を県がいたしました、で、き上がりましたときに個人の宅地分譲とかあるいは事務所分譲といふものをつけている三つの方法をとつておるわけでございます。

○田中一君 関連してもう一つ。そこで仁藤さんにちょっと伺いますが、いまのような行き方で、県はとにかく事業の許可権者です。これがたとえ三井不動産なら三井不動産に許可をする、この場合に、原価が幾らかかつたか、原価が三万円かかれば三万円を除いて、そのうちのと半分なら半分、三割なら三割の土地を売つて県のほうによこせと、こういう行き方でした。あるいは委任してやらすから、そつちにもう一べんその値段の差金、原価にプラスアルファの幾らかのものをもつて払い下げてやろう、住宅公団がその払い下げたものに対して、またそれを契約して買うという行き方を船橋だったかあの辺でやりましたね。そこで、いわゆる許可をする権限を持つている人が、平米でも坪でもどつちでもいいですが、二万円でもできたものが、で、き上がつてみたら八万円も十万円もするとなれば、おい、分け前少しよこせよと、行政官の知事あるいは国の権利を代行している知事かどちからか、ちよつと性格はわかりませんが、カスリを取るといふような印象を受けることがはたして正しい行政、正しい許可権者のあり方であらうかと、こ

いうことはまことに遺憾なことでございまして、ダムをつくれれば、こういふような吉野川の清流に對して環境をこわすことが起こることというはまことに私も遺憾に存することとございまして、

そういふことで、ただいまお話ございましたように、宮崎県の一ツ瀬ダム等のお話もございましたが、さうすぐ公団といたしまして、全国のダム等についての濁水の模様、あるいは建設省等の御意見、地元の実情等につきまして、學者あるいは過去の経験者等が研究いたしました、結論といはしまして、ただいまお話ございましたように、また現地からの御要望がございましたように、これを解決するにはどうしても表面取水の設備をするしかないという結論に到達いたしておりました。ダムは完成間近で、すでに発電のための一次放水をやっているときでもございまして、幸いまだ完成しておりませんので、この間に何とかおくれせながら表面取水を追加してやりたいというところでございまして、この点、発電のための放流、これは電発が発電所をやっておりますので、公団と電源開発株式会社の間で協議をいたしまして、さらにそれを所管しておられますところの建設省と通産省の間におきまして、約半年前以来十分協議をいたしまして、ようやくその解決策を見まして意見が一致いたしました、ただいま手続中でございます。

お話がございました、この表面取水の発注をしたかというお尋ねにつきましては、ただいま表面取水の工事をすることにつきましては、この両省、両機関間の協定の文書が運ばれておるような段階でございます、この夏には発注できる見通してございまして、表面取水の工事をいたします

工期は、八月ごろから工事にかかりまして、年度内にこれはどうしても仕上げる、明年の三月末までには完成をいたすように鋭意努力をする考えでございます。発注はまだいたしておりませんが、契約の準備中まで来ておりますので、来月には発注をいたしたいところまで来ておりますし、そういふことをすることにつきましては

意見の一致を見ておりますことを御報告申し上げます。○国務大臣(金丸信君) いま公団から御説明があったわけでございますが、上部取水というところでこの問題が解決すればけっこうであります、建設省といたしましては、なお十分綿密な調査をさせまして、その必要があれば、なおその措置を講ずるといふことで御理解いただきたいと思っております。

○委員長(野々山一三君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後三時四十分散会

七月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、土地対策緊急措置法案(衆)

土地対策緊急措置法案
土地対策緊急措置法

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 土地に関する権利の移転等及び開発行為に係る許可(第三条―第十八条)
第三章 土地委員会(第十九条)
第四章 雑則(第二十条―第二十三条)
第五章 罰則(第二十四条―第二十八条)
附則
第一章 総則

(趣旨)
第一条 この法律は、近年における土地の投機的取引の増大の傾向とこれに伴う地価の異常な高騰が国民生活の基盤を危うくし、及び国民経済に著しい弊害を与えている現状並びに土地の濫開発により自然環境等が著しく破壊されている現状にかんがみ、根本的土地対策が樹立されるまでの間における緊急措置として、土地に関する

る権利の移転又は設定の規制、開発行為の規制等及び買い占められた土地で未利用のまま保有されているものの国による買取について定めるものとする。

第二条 この法律において「土地に関する権利」とは、土地に関する所有権若しくは地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利をいう。

2 この法律において「規準価格」とは、次の各号に掲げる土地に関する権利の種類ごとに当該各号で定める価格(当該土地に関する権利の移転又は設定(対価を得て行なわれる移転又は設定に限る。以下同じ。)をしようとする者(昭和四十八年一月一日以後当該土地に関する権利の移転又は設定をした者を含む)が、当該土地についで昭和四十八年一月一日以後における宅地の造成、改良等のための費用で定めるものの負担をしたときは、当該負担した費用の額を加えるものとする)をいう。

一 土地に関する権利が所有権であるとき(第一号に該当する場合を除く)は、当該土地に係る昭和四十八年度の固定資産税の課税標準となつた価格(当該土地に当該価格が存しない場合又は当該土地について地目の変換その他の政令で定める特別の事情が生じたことにより当該価格によることが不当であると認められる場合においては、当該土地に類似する土地の昭和四十八年度の固定資産税の課税標準となつた価格に比準するものとして市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が土地委員会の意見をきいて定める価格とする。第一号において同じ。)

二 土地に関する権利が所有権以外のものであるとき及び土地に関する権利が所有権である場合において当該土地が所有権以外の権利の目的となつていときは、当該土地に係る昭和四十八年度の固定資産税の課税標準となつた価格をいう。

た価格を基準として政令で定めるところにより市町村長が土地委員会の意見をきいて定める価格

3 この法律にいう「対価」には、いかなる名目をもつてするを問はず、土地に関する権利の移転又は設定に關し授受される金銭その他のものが含まれるものとする。

4 この法律において「公共施設」とは、道路、水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

5 この法律において「開発行為」とは、宅地の造成その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓(農地以外の土地を農地にする行為並びに通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行なう行為を除く)をいう。

第二章 土地に関する権利の移転等及び開発行為に係る許可
第三条 土地に関する権利の移転又は設定をする契約(予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。)を締結しようとする場合においては、当事者は、当該土地が所在する市(特別区を含む。以下同じ。)町村の長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた後において、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。)の変更(その額を減額する場合を除く)をし、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をしても、同様とする。

2 前項の規定は、農地を農地として利用するため土地に関する権利の移転又は設定をする場合、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停に基づく場合その他政令で定める場合には、適用しない。

第十二部 建設委員会会議録第二十一号 昭和四十八年七月十七日【参議院】

3 第一項の許可は、条件をつけてすることができる。

4 第一項の許可を受けないで締結した土地売買等の契約は、その効力を生じない。

(許可申請の手続)

第四條 前條第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、建設省令で定めるところにより、申請に係る土地が所在する市町村の長に提出しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在、地番、地目及び地積

三 移転又は設定に係る土地に関する権利の種類及び内容

四 土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額

五 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的

六 前各号に掲げるもののほか、建設省令で定める事項

(許可基準)

第五條 市町村長は、第三條第一項の申請が次の各号の一に該当すると認めるときは、許可してはならない。

一 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が、規準価格をこえていないこと。

二 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が、自己の居住の用に供する住宅を建築するためのものである場合、自己の業務の用に供する建築物を建築するためのものである場合その他政令で定める場合に該当しないものであること。

三 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が、国又は地方公共団体の土地利用に関する計画に適合しないこと。

四 申請に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的が、周辺の自然環境若しくは生活環境の保全上、又は公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、明らかに不適当なものであること。

(土地委員会の同意)

第六條 市町村長は、第三條第一項の許可に係る処分をしようとするときは、あらかじめ、土地委員会の同意を得なければならない。

(公聴会の開催等)

第七條 市町村長は、第三條第一項の許可に係る処分をしようとする場合には、必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(許可又は不許可の処分)

第八條 市町村長は、第三條第一項の申請があつたときは、その申請があつた日から起算して三十日以内に、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。この場合において、不許可の処分をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

3 第一項の期間内に同項の処分がされなかつたときは、当該期間が満了する日の翌日において第三條第一項の許可があつたものとみなす。

(国等が行なう土地に関する権利の移転等の特例)

第九條 第三條第一項に規定する場合において、その当事者の一方又は双方が、国若しくは地方公共団体又は日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団、地方住宅供給公社その他の公共的機関で政令で定めるもの(以下「国等」という。)であるときは、当該国等の機関が関係市町村長と協議し、その協議が成立することをもつて、同項の許可があつたものとみなす。

2 市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、土地委員会の意見をきかなければならない。

(土地の利用目的の変更)

第十條 第三條第一項の許可を受けて土地に関する権利を取得した者は、当該許可に係る土地売買等の契約を締結した後、当該土地の利用目的を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

2 国等が行なう土地の利用目的の変更については、当該国等の機関が関係市町村長と協議し、その協議が成立することをもつて、前項の承認があつたものとみなす。

3 第六條の規定は第一項の承認について、前條第二項の規定は前項の協議について、それぞれ準用する。

(土地に関する権利の買取り請求)

第十一條 土地に関する権利を有する者は、第三條第一項の許可の申請をした場合において不許可の処分を受けたとき、又は前條第一項の規定による承認を受けられなかつたときは、当該土地が他人の権利の目的となつていない場合を除き、国に対し、当該土地に関する権利を買い取るべきことを請求することができる。

2 国は、前項の規定による請求があつたときは、規準価格で、当該土地に関する権利を買い取るものとする。

(開発行為の許可)

第十二條 開発行為をしようとする者は、あらかじめ、当該開発行為に係る土地が所在する市町村の長の許可を受けなければならない。ただし、第二十二條の規定による市町村長の同意に係る開発行為については、この限りでない。

2 前項の許可は、条件をつけてすることができる。

(許可申請の手続)

第十三條 前條第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、建設省令で定めるところにより、申請に係る土地

が所在する市町村の長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区)の位置、区域及び規模

三 開発区域内において予定される建築物の用途

四 開発行為に関する設計

五 工事施行者(開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。)

六 前各号に掲げるもののほか、建設省令で定める事項

2 前項の申請書には、第十四條に規定する同意を得たことを証する書面、同条に規定する協議の経過を示す書面その他建設省令で定める図書を添付しなければならない。

(公共施設の管理者の同意等)

第十四條 第十二條第一項の許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に係る公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

(許可の基準)

第十五條 市町村長は、第十二條第一項の申請が次の各号の一に該当すると認めるときは、許可してはならない。

一 申請に係る開発行為が、国又は地方公共団体の土地利用に関する計画に適合しないこと。

二 申請に係る開発行為が、周辺の自然環境若しくは生活環境の保全上、又は公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、明らかに不適当なものであること。

三 申請に係る開発区域内の土地について、災害の防止に必要な措置が講ぜられるように開

発が所在する市町村の長に提出しなければならない。

は、あらかじめ、土地委員会の意見をきかなければならない。

(土地の利用目的の変更)

第十條 第三條第一項の許可を受けて土地に関する権利を取得した者は、当該許可に係る土地売買等の契約を締結した後、当該土地の利用目的を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

2 国等が行なう土地の利用目的の変更については、当該国等の機関が関係市町村長と協議し、その協議が成立することをもつて、前項の承認があつたものとみなす。

3 第六條の規定は第一項の承認について、前條第二項の規定は前項の協議について、それぞれ準用する。

(土地に関する権利の買取り請求)

第十一條 土地に関する権利を有する者は、第三條第一項の許可の申請をした場合において不許可の処分を受けたとき、又は前條第一項の規定による承認を受けられなかつたときは、当該土地が他人の権利の目的となつていない場合を除き、国に対し、当該土地に関する権利を買い取るべきことを請求することができる。

2 国は、前項の規定による請求があつたときは、規準価格で、当該土地に関する権利を買い取るものとする。

(開発行為の許可)

第十二條 開発行為をしようとする者は、あらかじめ、当該開発行為に係る土地が所在する市町村の長の許可を受けなければならない。ただし、第二十二條の規定による市町村長の同意に係る開発行為については、この限りでない。

2 前項の許可は、条件をつけてすることができる。

(許可申請の手続)

第十三條 前條第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、建設省令で定めるところにより、申請に係る土地

発行行為に関する設計が定められていないこと。

四 申請に係る開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていないこと。

(準用)

第十六条 第六条から第九条までの規定は第十二条第一項の許可について、第十一条の規定は第十二条第一項の許可の申請につき不許可の処分があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第九条第一項中「第三条第一項に規定する場合において、その当事者の一方又は双方」とあるのは、「開発行為をしようとする者」と読み替へるものとする。

(許可に基づく地位の承継)

第十七条 第十二条第一項の許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を当該許可に係る市町村長に届け出なければならぬ。

(開発行為の廃止)

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を当該許可に係る市町村長に届け出なければならぬ。

第三章 土地委員会

第十九条 市町村に、土地委員会を置く。

2 土地委員会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

3 土地委員会は、前項に規定するものほか、その市町村の区域内の土地利用に関する事項について、意見を公表し、又は市町村長に建議す

ることができる。

4 土地委員会は、委員十五人をもつて組織する。

5 委員は、土地利用、土地の評価その他の土地に関する事項又は自然環境若しくは生活環境の保全についてすぐれた経験と知識を有する者のうちから、市町村の議会の同意を得て、市町村長が任命する。

6 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 第四項から前項までに定めるもののほか、土地委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

第四章 雑則

(監督処分)

第二十条 市町村長は、次の各号の一に該当する者に対して、第三条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を取り消し、同項の許可につけた条件を変更し、若しくは新たに条件をつけ、又は当該開発行為に係る工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、当該土地の原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 詐欺その他の不正の手段により、第三条第一項の許可を受けた者

二 第十二条第一項の規定に違反した者又は詐欺その他の不正の手段により、同項の許可を受けた者

三 第十二条第一項の許可につけた条件に違反している者

四 前二号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負つた者又はその工事その他の行為の下請人

2 市町村長は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をとるべきことを命じようとするときは、あらかじめ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。

3 第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行なうべき旨及びその期限までに当該措置を行なわないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行なう旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(報告、検査等)

第二十一条 市町村長は、第三条第一項の許可又は第十二条第一項の許可を受けた者その他の関係者に対して、この法律の施行のため必要な限度において、当該許可に係る土地等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の形状、利用状況若しくは開発行為の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(市町村長の同意)

第二十二条 国、地方公共団体又は関係行政機関は、国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)その他の法令の規定により行なう土地利用に関する計画の策定又は開発行為(開発行為を伴う事業を含む。)に係る免許、許可その他の処分を政令で定めるものについては、あらかじめ、関係市町村長の同意を得なければならない。

2 市町村長は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、土地委員会の同意を得なければならない。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この

法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、第一号、第三号(第三条第一項の許可に係る場合に限る。)又は第四号に該当する者については、当該土地売買等の契約に係る土地に関する権利の移転又は設定の対価の額(対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額)が規準価格をこえる場合において当該対価の額と規準価格との差額の三倍が五百万円をこえるときは、罰金は、当該差額の三倍以下とする。

一 第三条第一項の規定に違反して土地売買等の契約を締結した者

二 第十二条第一項の規定に違反して開発行為をした者

三 詐欺その他の不正の手段により、第三条第一項の許可又は第十二条第一項の許可を受けた者

四 土地に関する権利の移転又は設定の対価として、第三条第一項の許可を受けた土地に関する権利に係る規準価格をこえて金銭(金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積るものとする。)を授受した者

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反して土地の利用目的を変更した者

二 第二十条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者

第二十六条 第二十一条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十八條 第十七條第二項又は第十八條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第十九條の規定は、公布の日から施行する。

(根本的土地対策の樹立)

第二條 政府は、この法律の実施状況及び効果を勘案しつつ、土地が天与のものであつて万人がひとしくその恵沢に浴すべきものであるとの理念を基調とし、土地問題の根本的解決が環境権を含む国民の生存権確保のため最も緊要な課題であることを深く認識し、土地所有権その他土地に関する私権は国民の生存権との調和においてのみ認められるという立場において、特に次に掲げる事項につき検討を加え、すみやかに、根本的土地対策を策定しなければならぬ。

一 日本國憲法第二十九條第二項の精神を時代の要請にこたえるよう拡充し、土地所有権その他土地に関する私権の自由な行使を制限し、国民の福祉及び生産に寄与する限度においてのみ土地に関する私権の行使を認めることとする措置

二 土地の私人間の取引を禁止し、私人と国家との間においてのみ土地取引を行ないうることをとする土地取引の國家管理制度に関する措置

(規準価格に関する経過措置)

第三條 この法律の施行の日から起算して二年間、第五條第一号、第十一條第二項(第十六條において準用する場合を含む。)、又は第二十四條中「規準価格」とあるのは、「規準価格(市町村

長が政令で定めるところにより土地に関する権利の取得に要した金額として土地委員会の意見をきいて認定した額(金銭以外のもので取得した場合)は、これを時価を基準として金銭に見積つた額とし、当該土地に関する権利の移転又は設定をしようとする者が当該土地について宅地の造成、改良等のための費用で政令で定めるものの負担をしたときは、当該負担した費用の額を加えた額)が規準価格をこえるものであるときは、当該取得に要した金額)とする。

(適用除外)

第四條 この法律の施行の際すでに開発行為に着手している者については、第十二條第一項の規定は、適用しない。

(買ひ占められた土地の強制買収)

第五條 國は、昭和四十四年一月一日以後対価を支払つて政令で定める規模以上の土地を取得した者が当該取得した土地でこの法律の施行の際現に保有する未利用地であるもの(当該未利用地に係る第二項第三号の権利を含む。)を買収することができる。

2 前項の未利用地とは、次の各号のいずれにも該当しない土地をいう。

- 一 自己の居住の用に供する住宅の用に供し、又は供することが明らかな土地
二 自己の業務の用に供する施設の用に供し、又は供することが明らかな土地
三 地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地で、当該権利の設定を受けた者が自己の居住の用に供する住宅の用若しくは自己の業務の用に供する施設の用に供し、又は供することが明らかなもの

四 前各号に掲げる土地のほか、政令で定める土地

3 第一項の規定は、地方公共団体又は日本専売公社、日本國有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団、地方住宅供給公社その他の公共的機関で政令で定めるものが所有し、又は前項第三

号の権利を有する土地については、適用しない。

(買収令書の交付)

第六條 國は、前條の規定により未利用地(当該未利用地に係る前條第二項第三号の権利を含む。)を買収する場合には、次の各号に掲げる事項を記載した買収令書を作成し、これを当該未利用地の所有者に交付しなければならない。この場合において、当該未利用地に同項同号の権利が設定されているときは、当該権利を有する者に対しては、買収令書を交付しなければならない。

- 一 当該未利用地の所有者(当該未利用地に前條第二項第三号の権利が設定されている場合にあつては、所有者及び当該権利を有する者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
二 当該未利用地の所在、地番、地目及び地積
三 買収の期日
四 対価の額
五 附則第八條第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨
六 その他必要な事項

2 國は、前項の規定により買収令書の交付をすることができない場合には、その内容を公示して交付に代えることができる。

(対価の額及びその支払方法)
第七條 前條第一項第四号の対価の額は、規準価格とし、十年以内に償還すべき記名國債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として國債を発行することができる。
3 前二項に定めるもののほか、前項の規定によつて発行する國債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。
(供託)
第八條 國は、附則第六條第一項の規定により買収令書を交付する場合において、当該未利用地

又は当該未利用地に係る附則第五條第二項第三号の権利の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、当該権利を有する者に対し、建設省令で定めるところにより、対価の供託の要否を二十日以内に申し出るべき旨を通知しなければならない。

2 國は、前項の期間内に対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除き、当該対価を供託しなければならない。

3 國は、前項に規定する場合のほか、次の各号に掲げる場合にも対価を供託することができる。

- 一 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合
二 対価の支払を受けるべき者を確知することができない場合
三 差押え又は仮差押えにより対価の支払の禁止を受けた場合

(効果)

第九條 國が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、当該未利用地又は当該未利用地に係る附則第五條第二項第三号の権利の上にある先取特権、質権及び抵当権は、消滅し、当該未利用地の所有権及び当該未利用地に係る同項同号の権利は、國が取得する。

2 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前條第二項又は第三項の規定により供託された対価に対してその権利を行なうことができる。

3 國が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしないときは、その買収令書は、効力を失ふ。
(承継人に対する効力)
第十條 附則第六條の規定による買収令書の交付又は附則第八條第一項の規定による通知を受けた者について相続又は合併があつたときは、当該買収令書の交付又は通知は、当該相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立さ

昭和四十八年八月九日印刷

昭和四十八年八月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

A